

第2期 西之表市子ども・子育て支援事業計画

～ともに支えあい、夢を持ち安心して子育てができるまち～

令和2年度～令和6年度



令和2年3月

鹿児島県西之表市

はじめに

わが国の子どもや子育て家庭を取り巻く環境は、少子化の進行や核家族化、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加などの影響を受け、著しく変化しています。また、待機児童問題や児童虐待、子どもの貧困問題など、課題が山積しています。

このような中、一人ひとりの子どもが健やかに成長し、安心して子育てができる社会の実現を目指して、平成 27 年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。その後、働き方改革や幼児教育・保育の無償化など、国の施策の転換が進められています。こうした環境の変化を踏まえながら、子どもや子育て家庭を地域社会全体で見守り、切れ目のない支援をしていくことが求められます。



本市では、平成27年に第1期となる「西之表市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進してきました。第1期計画の終了に伴い、この5年間の成果と新たな課題の検証を行い、第1期の基本理念・基本目標を継承した「第2期西之表市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

「ともに支えあい、夢を持ち安心して子育てができるまち」を目指して、家庭をはじめ地域や各関連機関との連携・協働を図りながら、子育て支援を推進してまいります。

最後に、本計画の策定にあたりまして、熱心な討論を重ねられ、御尽力いただきました「西之表市子ども・子育て会議」の委員の皆様、アンケート調査に御協力いただきました皆様、御意見・御提案をいただきました皆様、関係者の方々に感謝し、心から厚くお礼を申し上げます。

令和2年3月

西之表市長 八板 俊輔

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画の策定体制	4

第2章 西之表市の子ども・子育てを取り巻く状況

1 人口等の推移	6
2 教育・保育施設の状況	12
3 子ども・子育て支援の状況	14
4 子育てに関するアンケート調査結果の概要（抜粋）	19
5 第1期計画の実施状況と課題	27

第3章 計画の基本的な考え方

基本理念	30
基本目標	30
施策の体系	31

第4章 施策の展開

基本目標1 子どもの健やかな成長を支える～子どもの育ちの視点～	34
（1）就学前における教育・保育の充実	34
（2）教育・保育その他の子ども・子育て支援の質の確保及び向上	35
（3）教育・保育施設と家庭等の連携の推進	35
（4）思春期保健対策の推進	36
（5）食育の推進	36
基本目標2 子育てを通じて親の育ちを支える～親としての育ちの視点～	37
（1）安心・安全な妊娠・出産への支援の充実	37
（2）小児保健医療の充実	37
（3）親子で健やかに成長するための子育て支援	38
基本目標3 地域全体で子育て家庭を支える～地域での支えあいの視点～	39
（1）児童虐待防止対策の充実	39
（2）ひとり親家庭の自立支援の推進	40
（3）障がい児施策の充実	40
（4）仕事と子育ての両立のための基盤整備	41

第5章 子ども・子育て支援事業計画

- 1 教育・保育提供区域の設定..... 44
- 2 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策等..... 45
- 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策等..... 50
- 4 教育・保育の一体的提供と推進に関する体制の確保..... 64
- 5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項..... 64

第6章 計画の推進体制

- 1 計画の推進体制に向けて..... 66
- 2 計画の達成状況の点検及び評価..... 66

参考資料

- 西之表市子ども・子育て会議委員..... 68
- 西之表市子ども・子育て会議条例..... 69
- 子ども・子育て支援法（抜粋）..... 71

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国では、近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、子育ての負担や孤立感を抱える子育て家庭が増えており、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化しています。

また、雇用環境の変化や女性就業率の上昇などから、仕事と子育ての両立を希望する方を支援する環境の整備が求められていますが、待機児童問題や、保育人材の確保など、様々な課題を抱えています。

国においては、平成24年に、子育てをしやすい環境を地域や社会全体で支援し構築することを目的とした「子ども・子育て関連3法」を制定し、市町村においては、「子ども・子育て支援事業計画」を策定していくことが義務づけられました。また、この3法に基づいて平成27年度から、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。さらに令和元年5月には、総合的な少子化対策を推進する一環として、幼児教育・保育の無償化に向け、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立しました（令和元年10月から施行）。

このような状況の中、本市においても、平成27年に「子ども・子育て支援新制度」への対応と「次世代育成支援行動計画」の継承を主とした「西之表市子ども・子育て支援事業計画（第1期）」を策定し、子ども・子育てに関する総合的な取組を進めてきました。

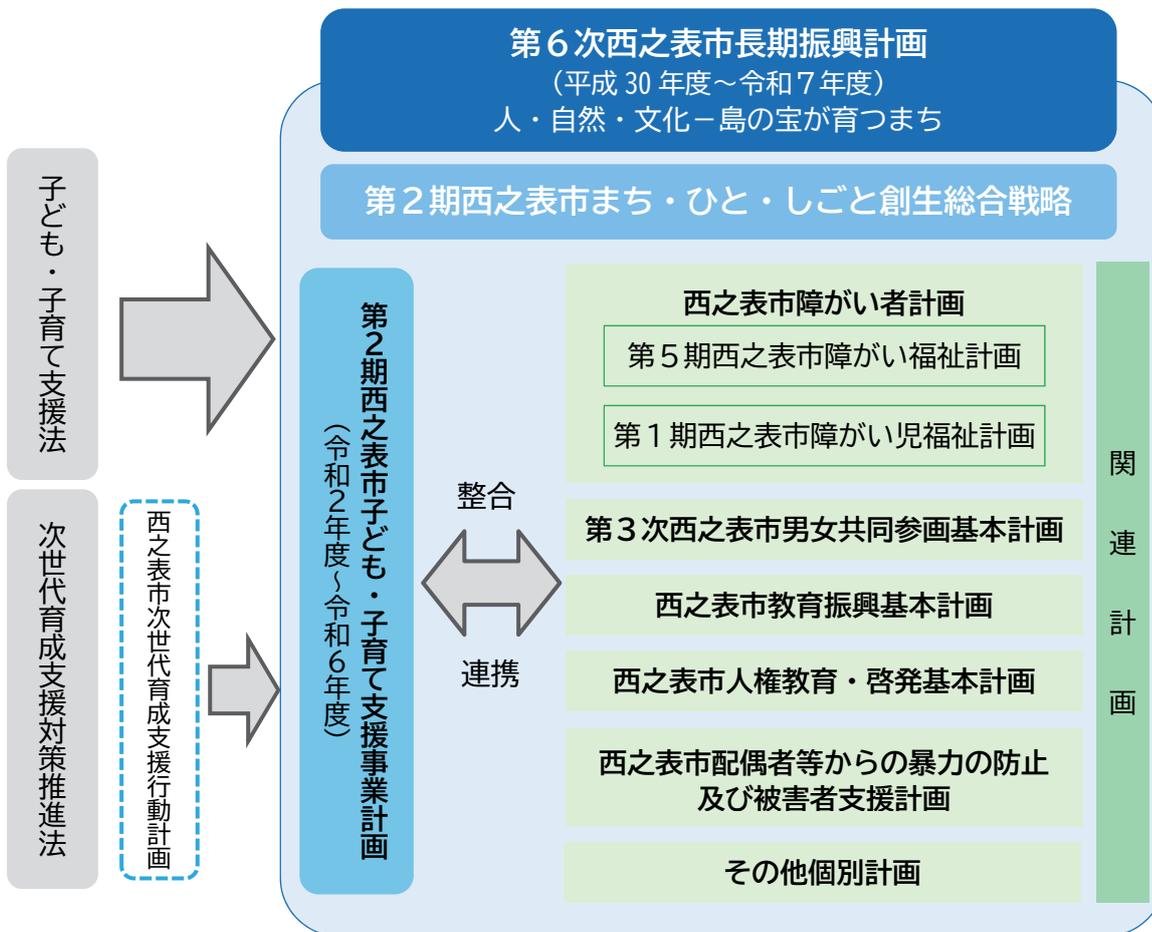
この度、「西之表市子ども・子育て支援事業計画（第1期）」が令和元年度で最終年度を迎えることから、「働き方改革」や「幼児教育等の無償化」などの新たな社会の環境の変化に対応し、幅広い観点から一層の子ども・子育て支援の充実と推進を図るため、令和2年度から6年度を計画年度とする「第2期西之表市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、全ての子どもと子育て家庭を対象に進めていく、子ども・子育て支援事業の目標や方向性を示すものです。

また、広く次世代育成支援の観点から総合的に施策を推進するために、本計画は「次世代育成支援対策行動計画」を継承し、改正後の次世代育成支援対策推進法に基づく計画としても位置付けます。

なお、長期振興計画を上位計画とし、男女共同参画基本計画、障がい児福祉計画など関連計画と整合性を図りながら推進します。



3 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

また、本計画における施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するよう、進捗状況を管理するとともに、必要に応じて中間年度（令和4年度）に計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	改定			見直し		改定			
第1期		第2期西之表市子ども・子育て支援事業計画					第3期		

4 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたっては、市民の意向など市民ニーズを反映した計画とするため、平成30年11月に子育てに関するアンケート調査を行いました。また、令和元年8月には、実際の現場で子育てに関わる関係団体や放課後児童クラブを対象にアンケートを実施しました。

(2) 西之表市子ども・子育て会議による審議

計画内容の検討にあたっては、市民や学識経験者、関係機関、子育てに関わる団体の代表者で構成する「西之表市子ども・子育て会議」において幅広い意見の集約に努めました。

(3) パブリックコメントの実施

市民から広く意見を得て本計画に反映させることを目的とし、パブリックコメント（意見募集）を行いました。（募集期間：令和2年1月15日～令和2年2月13日）

第2章

西之表市の子ども・子育てを
取り巻く状況

1 人口等の推移

(1) 人口構成の現状と動向

① 総人口の推移

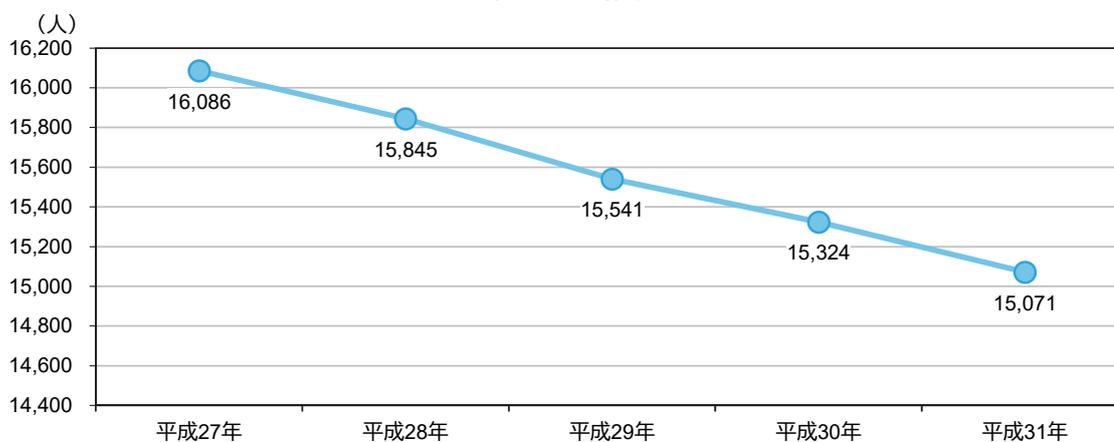
本市の総人口は減少傾向にあり、平成31年は平成27年と比較すると6.3%減少し、15,071人となっています。

単位：人

年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
人口	16,086	15,845	15,541	15,324	15,071

資料：西之表市住民基本台帳人口（各年3月31日現在）

総人口の推移



② 世帯数の推移

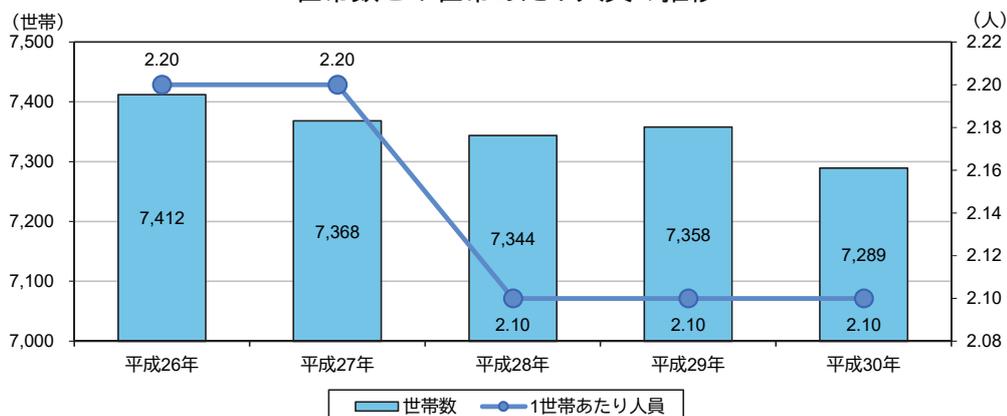
本市の世帯数はゆるやかに減少しており、平成30年は、7,289世帯となっており、1世帯あたりの人員は横ばい状況にあります。

単位：世帯・人

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
世帯数	7,412	7,368	7,344	7,358	7,289
1世帯あたり人員	2.20	2.20	2.10	2.10	2.10

資料：統計にしのおもて平成30年度版

世帯数と1世帯あたり人員の推移



③年齢3区分別人口の推移と年少人口の割合

平成30年住民基本台帳による本市の総人口は、15,071人となっています。このうち、15歳未満の年少人口は1,849人で、総人口の12.3%となっています。また、15歳以上65歳未満の生産年齢人口は7,602人で50.4%、65歳以上の老年人口は5,620人で37.3%となっています。

総人口に占める15歳未満の年少人口の割合は、平成26年から平成30年までの4年間で1ポイント減少しています。一方で、65歳以上の老年人口の割合は2.9ポイント増加しており、少子高齢化が進行しています。

単位：人

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
年少人口（0～14歳）	2,134	2,050	1,967	1,917	1,849
生産年齢人口（15～64歳）	8,422	8,138	7,965	7,824	7,602
老年人口（65歳以上）	5,530	5,594	5,609	5,582	5,620
年少人口割合	13.3%	13.0%	12.7%	12.5%	12.3%
生産年齢人口割合	52.4%	51.6%	51.3%	51.1%	50.4%
老年人口割合	34.4%	35.4%	36.1%	36.4%	37.3%
総人口	16,086	15,782	15,541	15,323	15,071

資料：西之表市住民基本台帳人口（各年3月31日）

④未就学児人口の推移

本市の0歳から5歳までの未就学児人口の推移をみると、平成26年以降減少傾向にあり、平成30年では674人となっています。他の年齢に比べ、特に0歳の減少率が高くなっており、平成30年においては、平成26年の118人から29%減少し、84人となっています。

単位：人

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
0歳児	118	107	100	115	84
1歳児	128	119	102	109	123
2歳児	125	131	125	103	106
3歳児	137	133	129	129	109
4歳児	133	132	135	127	127
5歳児	142	133	125	134	125
計	783	755	716	717	674

資料：西之表市住民基本台帳人口（各年3月31日）

⑤婚姻数・離婚数の推移

婚姻数は平成27年の54件をピークに減少しており、平成29年に増加に転じましたが、その後再び減少し平成30年には35件となっています。

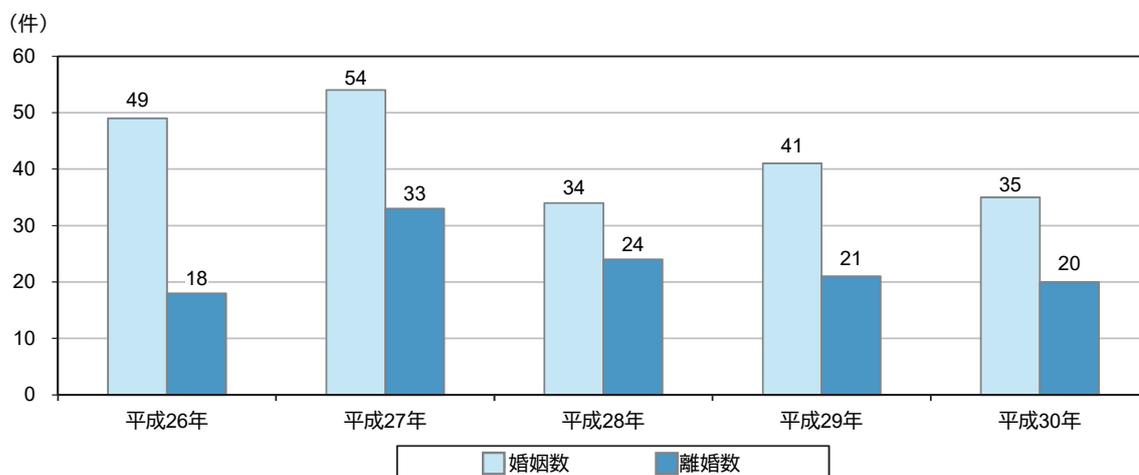
離婚数は平成27年に33件と増加しましたが、それ以外の年ではほぼ同じ水準で推移しています。

単位：件

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
婚姻数	49	54	34	41	35
離婚数	18	33	24	21	20

資料：統計にしのおもて平成30年度版

婚姻数・離婚数の推移



⑥出生数と合計特殊出生率※の推移

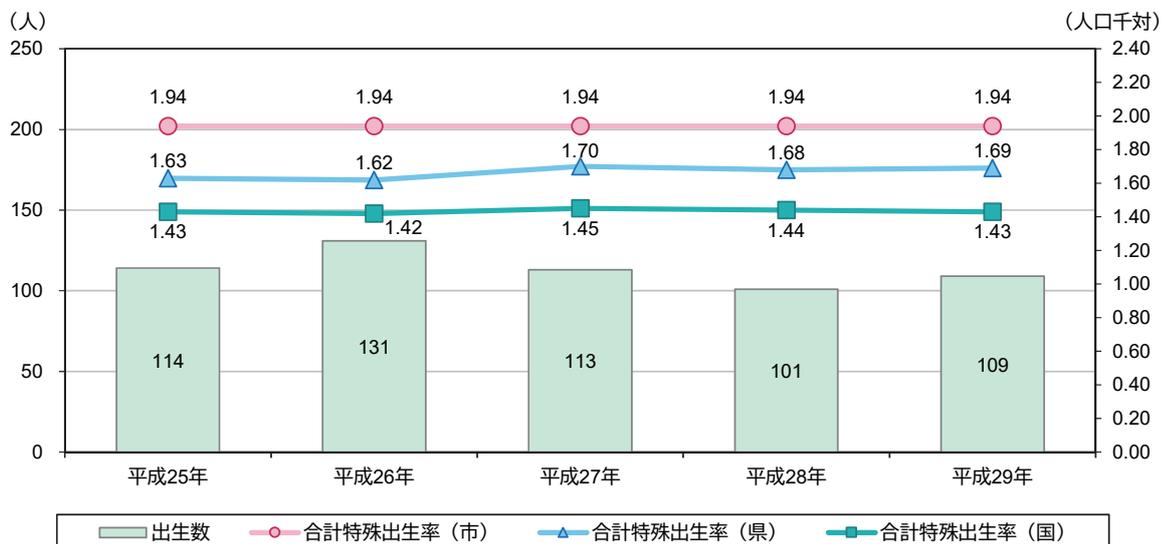
本市の出生数は平成26年にピークを迎え、以後は下降傾向にあります。平成29年における合計特殊出生率は、国を0.51ポイント、県を0.25ポイント上回っています。将来にわたって人口水準を維持できる2.07ポイントには至っていないため、転入や高齢化を除く自然動態では人口減少が進むとみられます。

単位：人

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
出生数	114	131	113	101	109
合計特殊出生率（市）	1.94	1.94	1.94	1.94	1.94
合計特殊出生率（県）	1.63	1.62	1.70	1.68	1.69
合計特殊出生率（国）	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43

資料：西之表市、県人口動態統計（各年）

出生数及び合計特殊出生率の推移



※ 合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

(2) 子育てを取り巻く家庭の状況

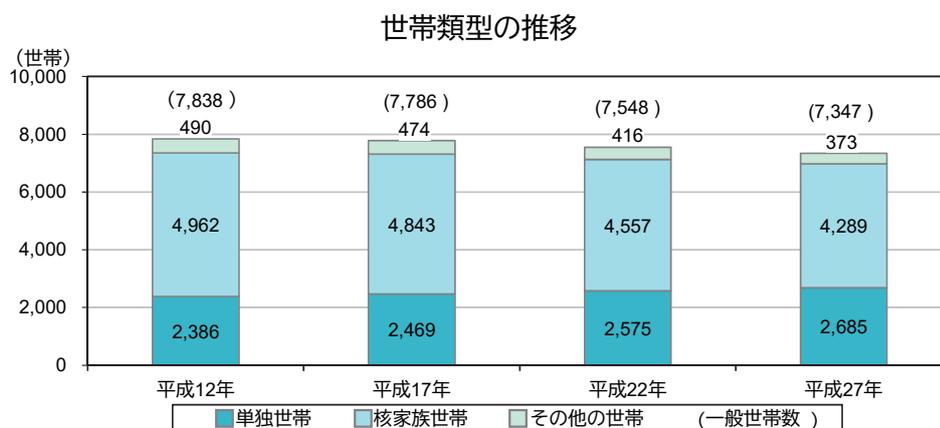
①世帯類型の推移

一般世帯総数に占める単独世帯数は年々増加傾向にあり、核家族世帯、その他の世帯数については減少傾向となっています。

単位：世帯

世帯類型	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	7,838	7,786	7,548	7,347
単独世帯	2,386	2,469	2,575	2,685
核家族世帯	4,962	4,843	4,557	4,289
その他の世帯	490	474	416	373

資料：国勢調査（各年）



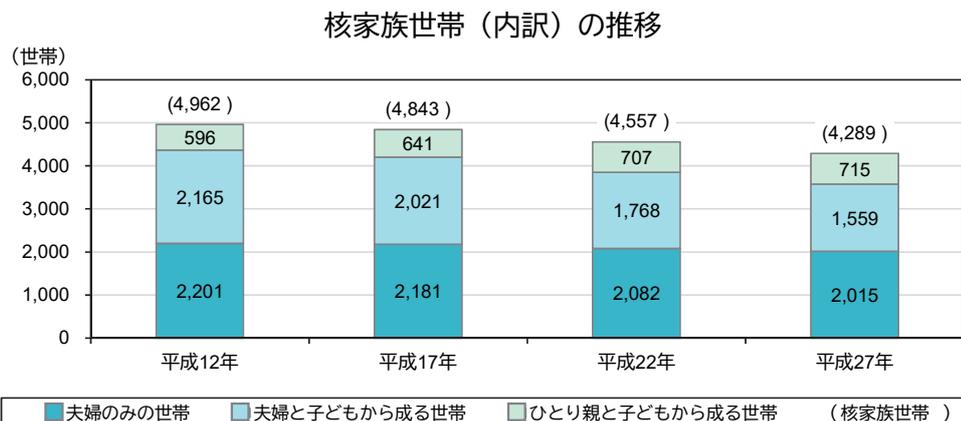
②核家族世帯（内訳）の推移

核家族世帯に占めるひとり親と子どもから成る世帯の割合は年々増加傾向にあり、夫婦のみの世帯、夫婦と子どもから成る世帯については減少傾向となっています。

単位：世帯

世帯構成	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
核家族世帯	4,962	4,843	4,557	4,289
夫婦のみの世帯	2,201	2,181	2,082	2,015
夫婦と子どもから成る世帯	2,165	2,021	1,768	1,559
ひとり親と子どもから成る世帯	596	641	707	715

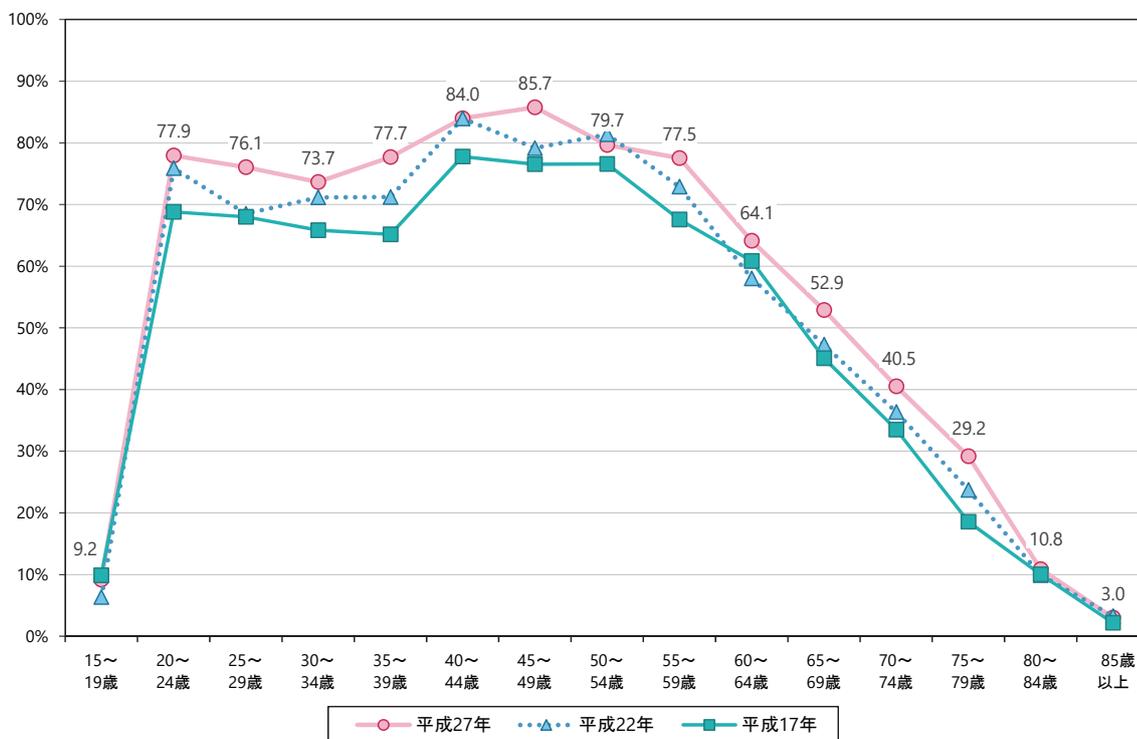
資料：国勢調査（各年）



③就業の状況

本市の女性の年齢別就業率は、子育て世代と考えられる30歳代が最も低くなり、再び増加するM字カーブを描いています。概ね全ての年代で就業率は上昇傾向にあり、近年ではM字カーブは緩やかになっています。

女性の年齢別就業率の推移（西之表市）



資料：国勢調査（各年）

2 教育・保育施設の状況

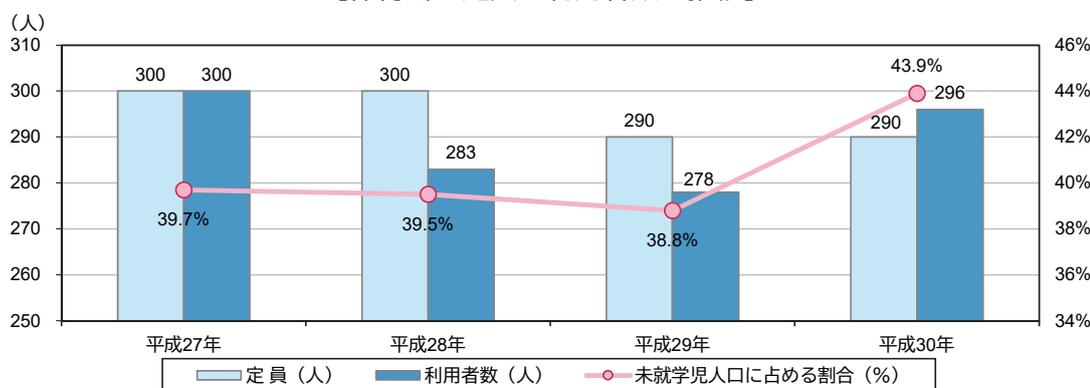
(1) 保育所の状況

保育所の利用者数は平成27年から年々減少傾向にありましたが、平成30年には増加に転じ、296人となっています。未就学児人口に占める利用者数の割合は43.9%となっており、今後も保育園の利用ニーズが高まることが予測されます。

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
施設数(箇所数)	6	6	6	6
定員(人)	300	300	290	290
利用者数(人)	300	283	278	296
未就学児人口に占める割合(%)	39.7%	39.5%	38.8%	43.9%

資料：西之表市福祉事務所（各年4月1日現在）

【保育所の定員・利用者数の推移】



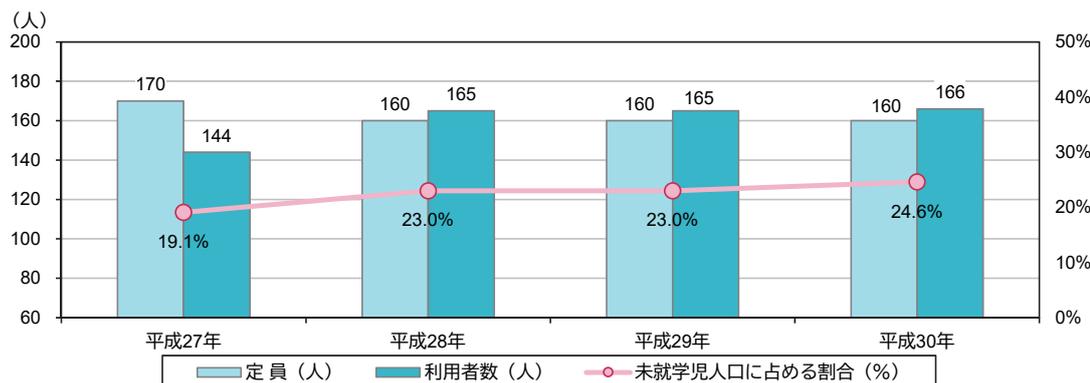
(2) 認定こども園の状況

認定こども園の利用者数は年々増加傾向にあり、平成30年では利用定員160人に対して、定員の弾力化により166人が利用しています。

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
施設数(箇所数)	2	2	2	2
定員(人)	170	160	160	160
利用者数(人)	144	165	165	166
未就学児人口に占める割合(%)	19.1%	23.0%	23.0%	24.6%

資料：西之表市福祉事務所（各年4月1日現在）

【認定こども園の定員・利用者数の推移】



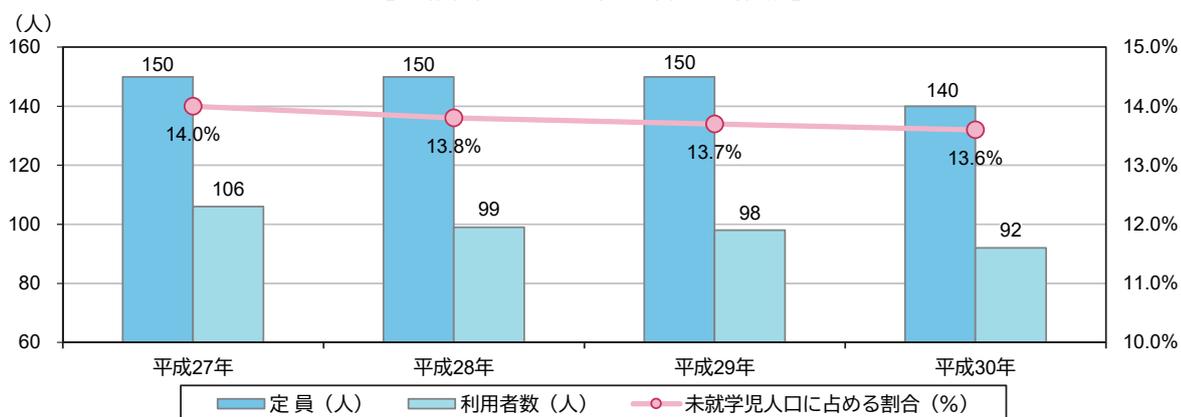
(3) 幼稚園の状況

市内幼稚園の利用者数は、減少傾向にあります。平成30年は92人で、平成27年に比べて13.2%減少しています。

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
施設数(箇所数)	2	2	2	2
定員(人)	150	150	150	140
利用者数(人)	106	99	98	92
未就学児人口に占める割合(%)	14.0%	13.8%	13.7%	13.6%

資料：西之表市福祉事務所（各年4月1日現在）

【幼稚園の定員・利用者数の推移】



3 子ども・子育て支援の状況

(1) 延長保育事業

本市における「延長保育事業」の実績はありません。

(2) 一時預かり事業

冠婚葬祭、病気、育児中のリフレッシュなど、保護者の事情で一時的に家庭での保育が困難になった場合、保育所などにおいて、一時的に子どもを預かる「一般型」と、幼稚園などにおいて、教育時間終了後、在園児を対象に預かる「幼稚園型」があります。

平成30年度からは、5つの事業所で実施しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施施設数（箇所数）	3	3	3	5
延べ利用者数（人）	5,228	5,585	6,363	10,635

資料：西之表市福祉事務所

(3) 休日保育事業

本市における「休日保育事業」の実績はありません。

(4) 病児・病後児保育事業

本市における「病児・病後児保育事業」の実績はありません。

(5) 放課後児童健全育成事業

保護者が仕事などにより昼間家庭にいない家庭の小学校児童を対象に遊びを主とする指導を行い児童の健全育成を図ります。平成30年度の実施箇所数は7箇所です。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施施設数（箇所）	2	6	7	7
登録者数（人）	56	137	163	162

※登録者数：年間平均登録者数

資料：西之表市福祉事務所

(6) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者同士がお互いに交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、親子遊びの催しなどの子育て支援を目的とした事業で、平成27年度からは、西之表市子育て支援センターで実施しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施施設数（箇所）	1	1	1	1
延べ利用者数（人）	4,732	5,552	4,195	5,395

資料：西之表市福祉事務所

(7) ファミリー・サポート・センター事業

子育ての応援をしてほしい方（おねがい会員）と子育てのお手伝いをしたい方（まかせて会員）を会員として組織を作り、地域において会員同士が相互に援助活動を行うことで安心して子育てができる環境の整備を目指しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施施設数（箇所）	1	1	1	1
おねがい会員（人）	30	37	33	54
まかせて会員（人）	31	30	40	29
両方会員（人）	3	2	3	4
活動実績（件）	42	121	30	130

資料：西之表市福祉事務所

(8) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

本市における「子育て短期支援事業」の実績はありません。

(9) 児童手当

中学3年生（15歳に達する日以後の最初の3月）までの子どもの養育者に、次代の社会を担う児童の健やかな成長のために支給するもので、支給実績は下表のとおりです。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
支給延べ児童数（人）	22,765	22,429	21,339	20,697
支給額（千円）	258,280	254,315	240,920	230,715

資料：西之表市福祉事務所

(10) 児童扶養手当

ひとり親家庭などの生活の安定、自立の促進を目指し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給するもので、支給実績は下表のとおりです。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
支給延べ人数（人）	590	585	583	558
支給額（千円）	91,734	88,770	87,851	87,861

資料：西之表市福祉事務所

(11) 子ども医療費助成事業

子どもの病気の早期発見と早期治療を促進し、健康の保持増進を図るために医療費を助成するもので、平成29年10月から、対象年齢を18歳まで拡大しました。

助成実績は下表のとおりです。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
支給延べ件数（件）	13,265	15,014	17,191	16,423
支給額（千円）	25,232	28,756	33,164	31,363

資料：西之表市福祉事務所

(12) ひとり親家庭医療費助成事業

ひとり親家庭などの健康を保持し、その生活の安定と福祉の向上を図るために医療費を助成するもので、助成実績は下表のとおりです。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
支給延べ児童数（人）	3,027	2,954	2,907	3,164
支給額（千円）	7,917	7,977	7,083	7,362

資料：西之表市福祉事務所

(13) 家庭児童相談室の状況

相談員が、子どもの養育など家庭内の様々な問題などの相談を受け、支援を行うことを目的に設置しており、相談内容は下表のとおりです。

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
性格生活習慣等	25	20	24	123	40
知能言語	3	0	0	1	138
学校生活等	41	63	76	161	475
人間関係	9	34	66	5	121
不登校	11	19	4	128	256
その他	21	10	6	28	98
非行	4	1	0	0	2
家族関係	160	46	59	235	347
虐待	46	12	29	184	20
その他	114	34	30	51	327
環境福祉	42	17	51	10	125
障がい	0	0	0	36	159
その他	31	4	4	10	33
合計（延べ件数）	306	151	214	576	1,319

資料：西之表市福祉事務所

(14) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）」において、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を継続して行います。「代表者会議」「実務者会議」「個別ケース検討会議」を開催し、関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制の連携強化を図ります。

(15) 利用者支援事業

「西之表市子育て支援センター」において、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施施設数（箇所）	1	1	1	1

(16) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいる市内の全ての家庭を訪問して、育児の悩みやお母さんと赤ちゃんの健康状態を把握する保健センター事業です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間訪問戸数（人）	113	91	98	84
訪問率（％）	74.3%	96.8%	86.7%	81.6%

(17) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業の実施等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童等（以下、「要支援児童等」といいます。）に対し、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間訪問件数（人）	12	13	32	6

(18) 妊婦検診事業

妊婦健康診査に係る費用を助成することで、妊娠期に必要な健康診査の受診を促し、疾病の早期発見、予防に努め、健やかな妊娠、出産を支援する事業です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間延べ受診数（人）	1,255	1,259	1,362	1,006

(19) 実費徴収にかかる補足給付を行う事業

子どもが特定教育・保育等、また、特定子ども・子育て支援を受けた場合において、保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用や給食費（副食材料費）等について、世帯所得の状況を勘案して、その一部を助成する事業です。幼児教育・保育の無償化に伴い、令和元年10月より事業を開始しました。

(20) 子育て応援券支給事業

出生時と満1歳時に本市に住所を有する乳幼児の保護者の方へ西之表市内の指定された店舗で乳幼児の衣食にかかる商品と交換することができる1枚1,000円の応援券を支給する事業です。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用数（件）	204	218	206

4 子育てに関するアンケート調査結果の概要（抜粋）

1 調査の目的

本市では、本計画の策定の基礎資料として、子育て中の保護者の教育・保育やその他の子育て支援サービスの利用状況・利用希望、子育て施策全般に対する意向等を把握するために以下のニーズ調査を実施しました。

2 調査方法

西之表市在住の中学生、小学生、就学前児童の保護者の方の全世帯（1,077 世帯）

※各世帯の長子を対象に配布・回収

3 調査期間

平成 30 年 11 月 30 日（金）～12 月 14 日（金）

4 調査方法及び回収結果

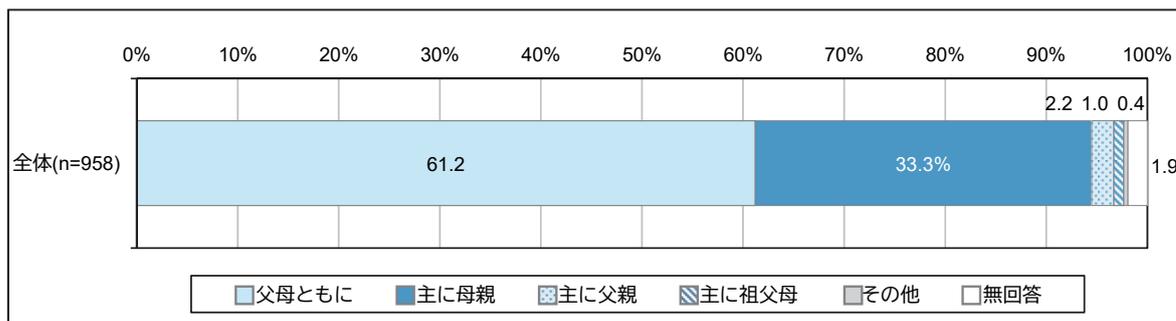
	調査方法	配布数	有効回答数	回収率
中学生・小学生が属する世帯	学校配布、学校回収	761 世帯	684 世帯	89.9%
施設に通っている就学前児童が属する世帯	施設配布、施設回収	226 世帯	221 世帯	97.8%
施設に通っていない就学前児童が属する世帯	郵送による配布・回収	90 世帯	53 世帯	58.9%
合計		1,077 世帯	958 世帯	89.0%

(1) 子どもの育ちをめぐる環境

子育てを主に行っている人については、「父母ともに」が 61.2%と最も高く、次いで「主に母親」33.3%「主に父親」2.2%などの順となっています。

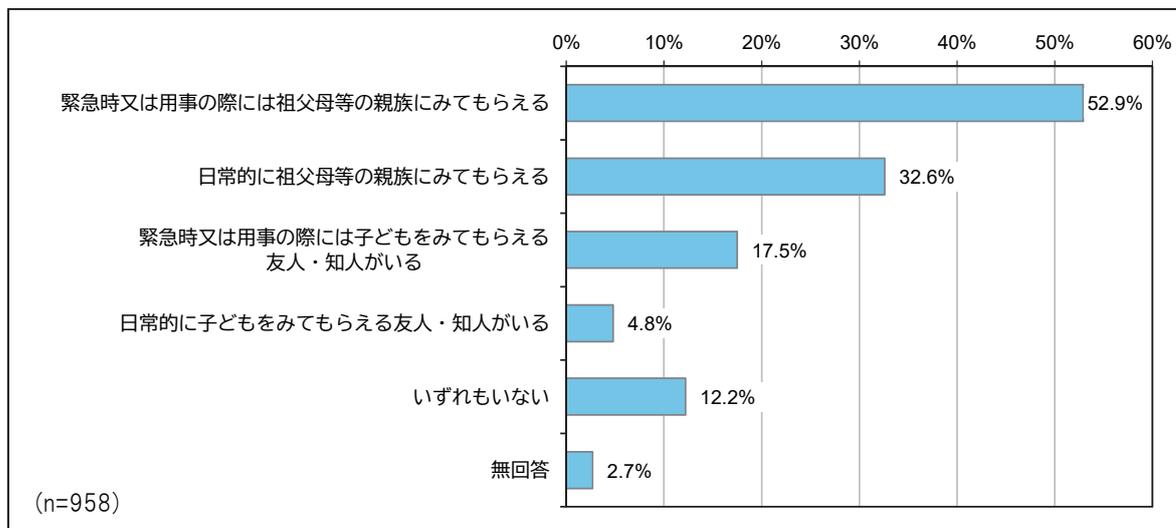
子どもをみてもらえる親戚・知人の有無については、「緊急時又は用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 52.9%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」32.6%、「緊急時又は用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」17.5%の順となっています。

【子育てを主に行っている人】



資料：平成 30 年度 子育てに関するアンケート

【子どもをみてもらえる親戚・知人の有無】



資料：平成 30 年度 子育てに関するアンケート

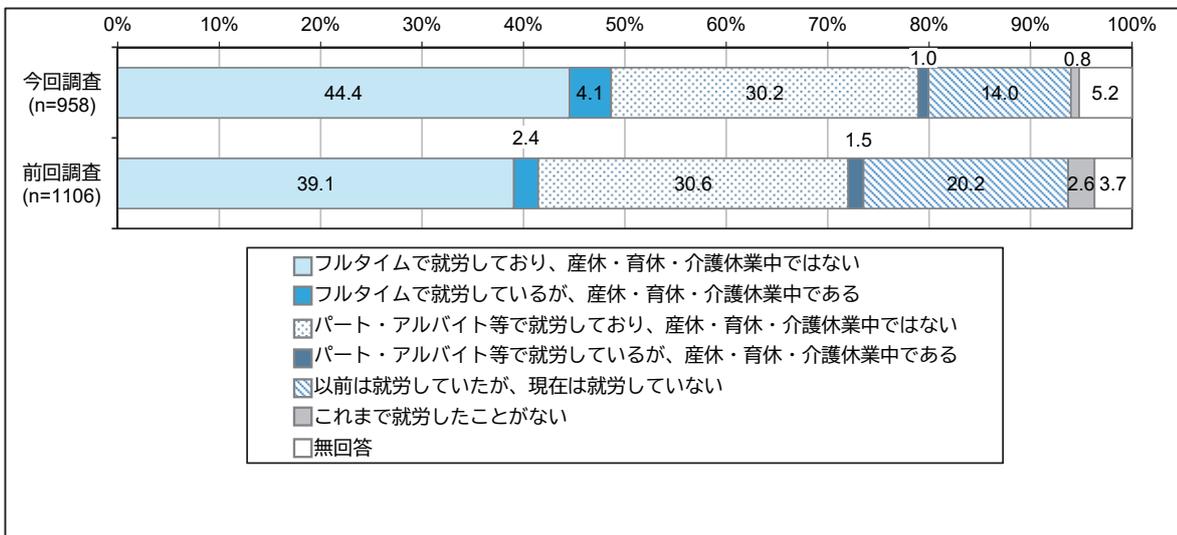
(2) 母親の就労状況や就労意向について

就労状況について、現在何らかの形で就業中である母親の割合は、全体で 79.7%と前回調査（平成 25 年度実施）と比較すると 6.1 ポイント増加しています。

また、現在就労していない母親へ、就労意向についてたずねたところ、全体の就労意向は 62.8%と高い割合を示しており、うち 33.8%が「すぐにも、又は 1 年以内に就労したい」と回答しています。「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」については、27.6%と、前回調査と比較すると、8.9 ポイント増加しています。

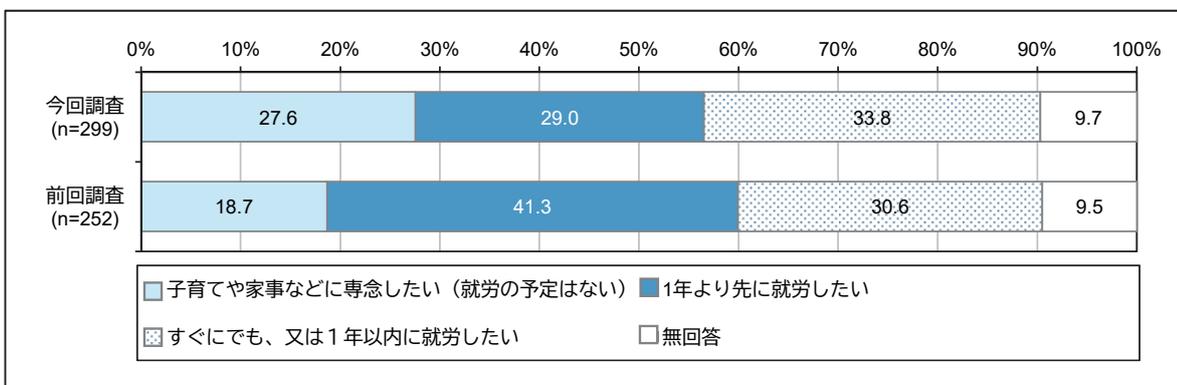
「フルタイムへの転換希望」は全体で 39.1%となっていますが、そのうち「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」は 31.1%となっており、希望はしているもののフルタイムへの転換は厳しい状況がみられます。

【現在の就労状況 母親】



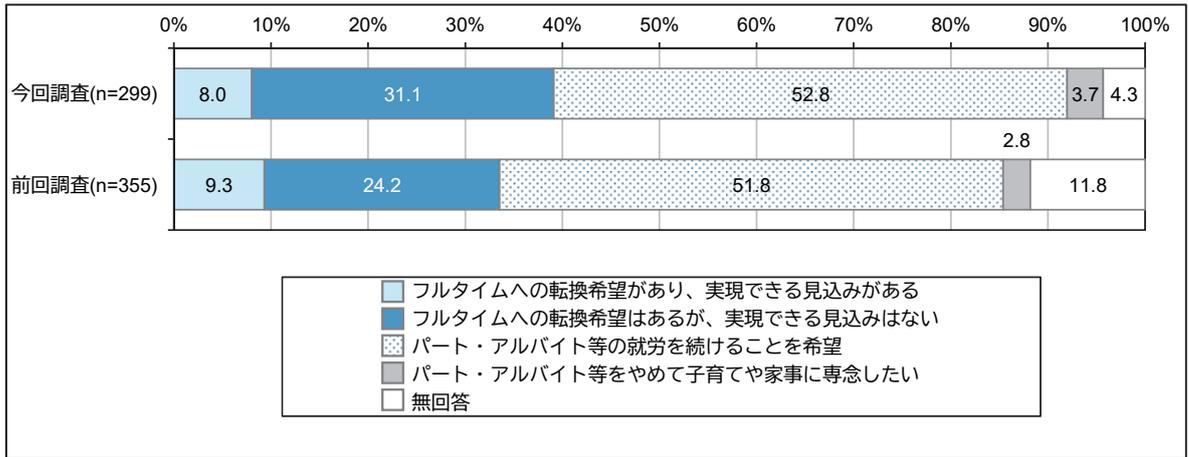
資料：平成 25 年度 子育てに関するアンケート
平成 30 年度 子育てに関するアンケート

【就労意向 母親】



資料：平成 25 年度 子育てに関するアンケート
平成 30 年度 子育てに関するアンケート

【フルタイムへの転換希望 母親】



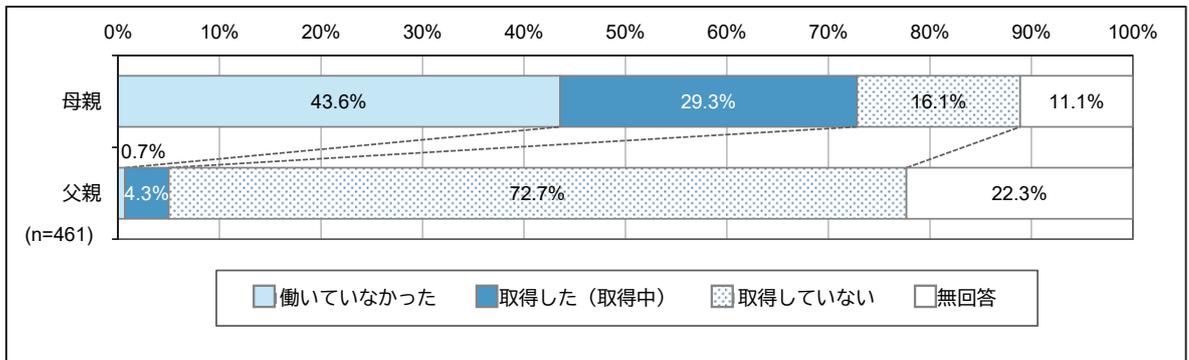
資料：平成 25 年度 子育てに関するアンケート
平成 30 年度 子育てに関するアンケート

(3) 育児休業の取得状況について

父親の育児休業の取得状況は「取得していない」が72.7%であり、「取得した（取得中）」は4.3%と1割にも満たない状況です。

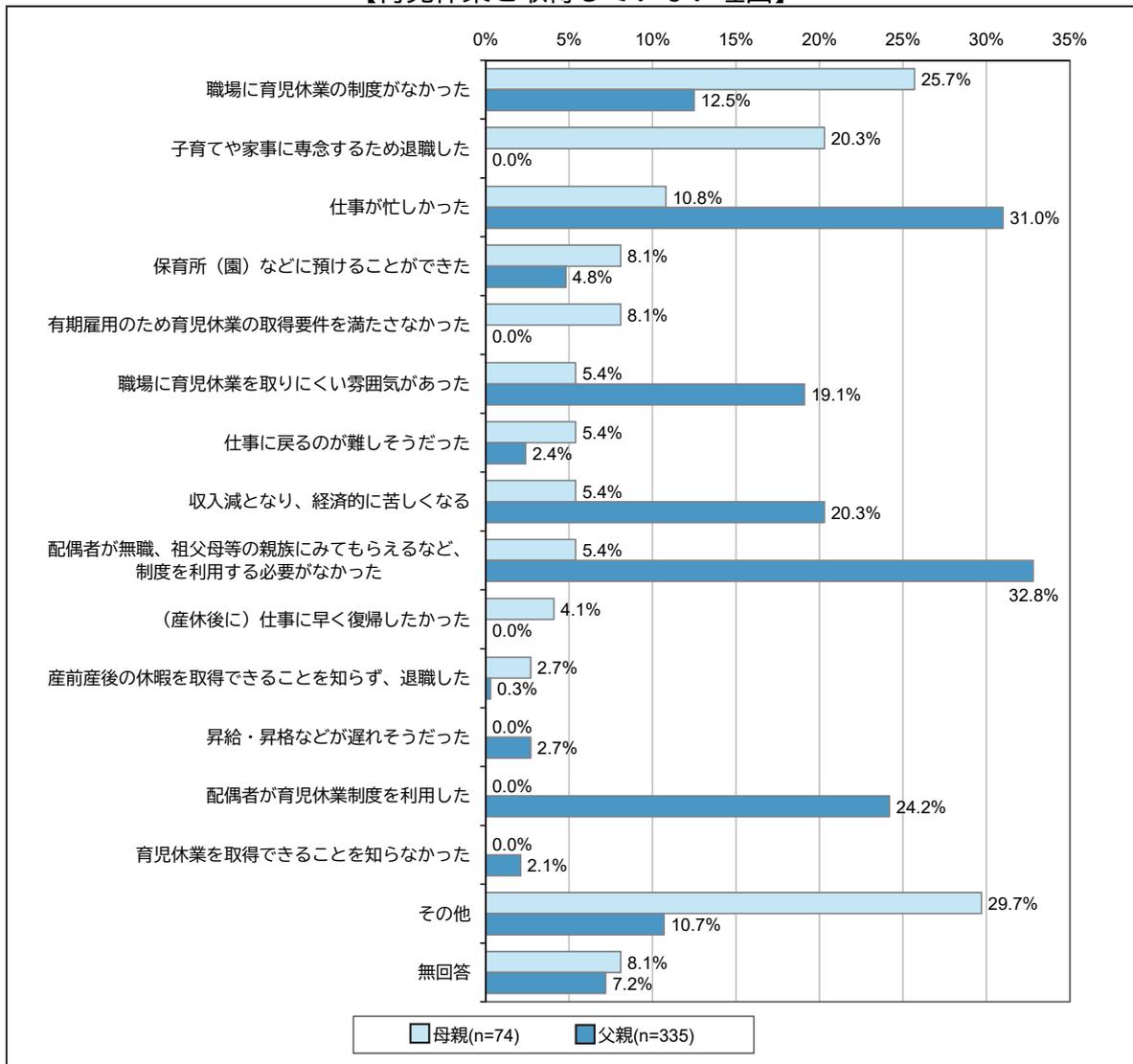
育児休業を取得していない理由として、母親では「職場に育児休業の制度がなかった」が25.7%、男性では「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が32.8%と高い割合となっています。

【育児休業の取得状況】



資料：平成 30 年度 子育てに関するアンケート

【育児休業を取得していない理由】



資料：平成30年度 子育てに関するアンケート

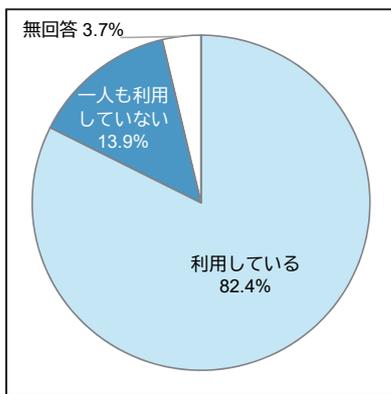
(4) 平日の定期的な教育・保育事業の利用について

就学前児童の8割以上(82.4%)が、現在、平日の定期的な教育・保育事業を利用しています。

利用者が利用している事業の種類をみると「認可保育所」(48.4%)、「認定こども園」(32.1%)、「幼稚園」(18.4%)の順で利用割合が高くなっています。

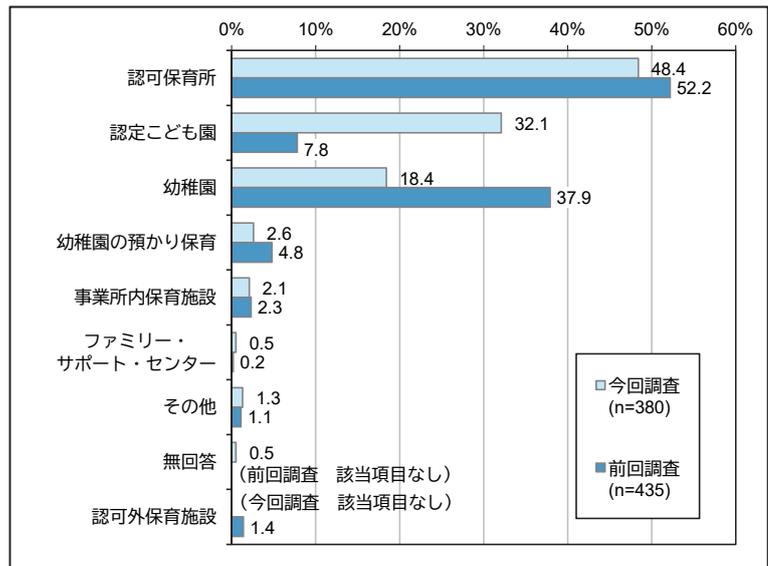
また、平日の定期的な教育・保育事業の、今後及び幼児教育・保育の無償化実施後の利用意向では、「認可保育所」の割合が最も高く、次いで「認定こども園」、「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」となっています。

【平日の定期的な教育・保育事業の利用状況】



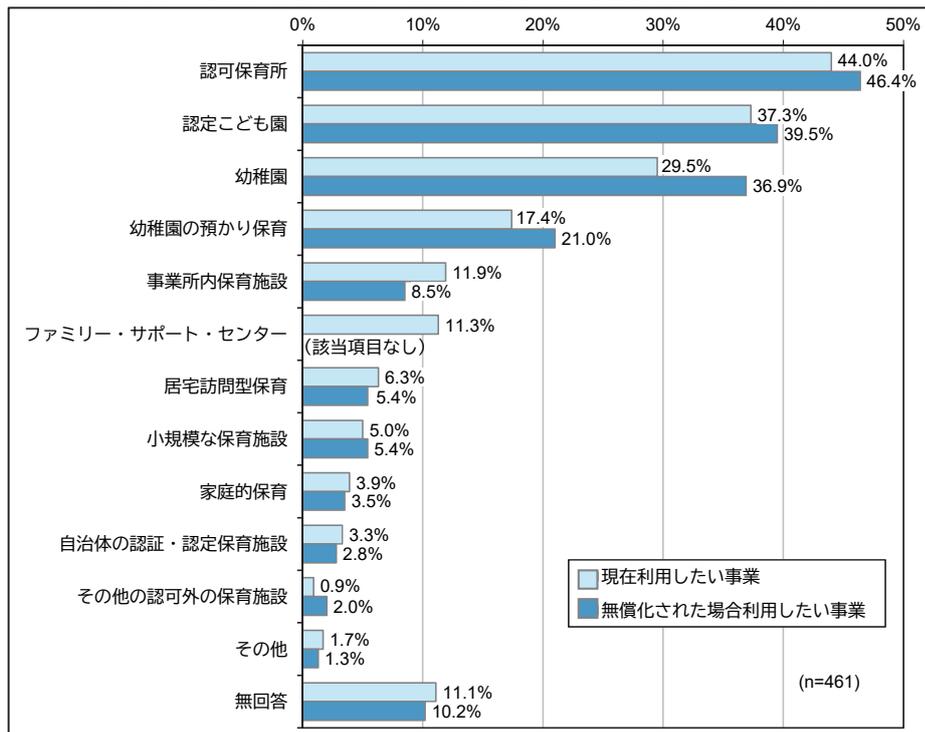
資料：平成30年度
子育てに関するアンケート

【定期的に利用している事業】



資料：平成25年度 子育てに関するアンケート
平成30年度 子育てに関するアンケート

【平日の定期的な教育・保育事業の利用意向】(複数回答)



資料：平成30年度 子育てに関するアンケート

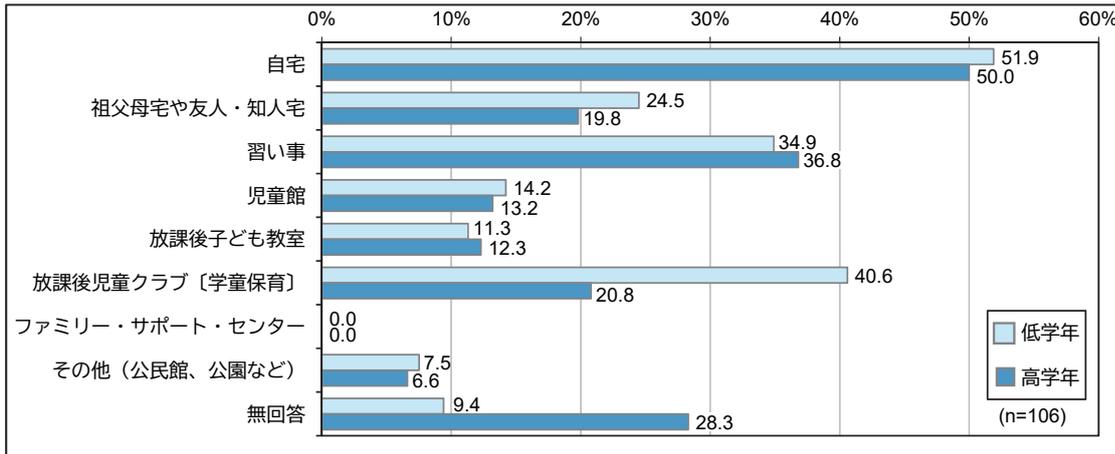
(5) 放課後の過ごし方について

【未就学児を持つ保護者】

小学校低学年時に放課後過ごさせたい場所については、「自宅」が 51.9%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ〔学童保育〕」40.6%、「習い事」34.9%となっています。

小学校高学年時に放課後過ごさせたい場所については、「自宅」が 50.0%と最も多く、次いで「習い事」36.8%、「放課後児童クラブ(学童保育)」20.8%となっています。

【放課後過ごさせたい場所（未就学児を持つ保護者）】



資料：平成 30 年度 子育てに関するアンケート

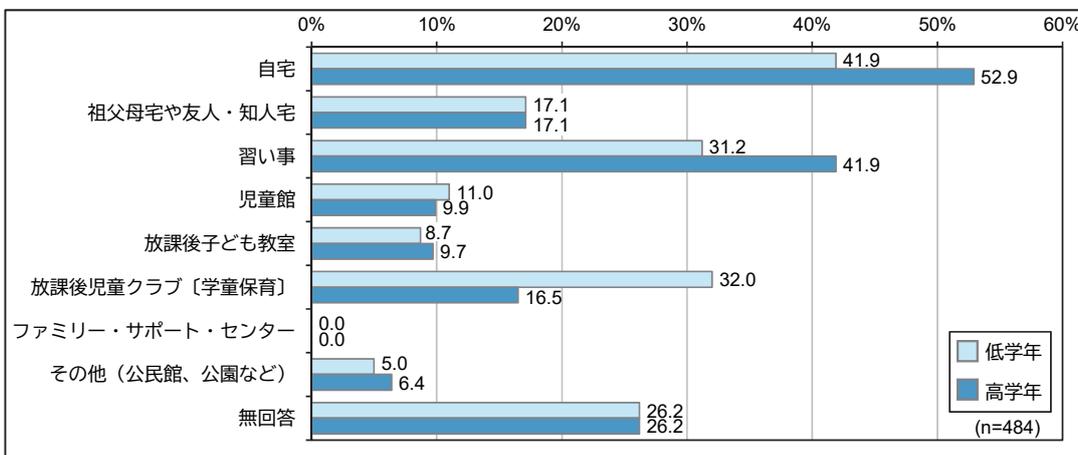
【小学生を持つ保護者】

小学校低学年時に放課後過ごさせたい場所については、「自宅」が 41.9%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ〔学童保育〕」32.0%、「習い事」31.2%となっています。

小学校高学年時に放課後過ごさせたい場所については、「自宅」が 52.9%と最も多く、次いで「習い事」41.9%、「祖父母宅や友人・知人宅」17.1%となっています。

数値に開きはあるものの、放課後過ごさせたい場所については、未就学児、小学生ともに同じ結果となっています。

【放課後過ごさせたい場所（小学生を持つ保護者）】

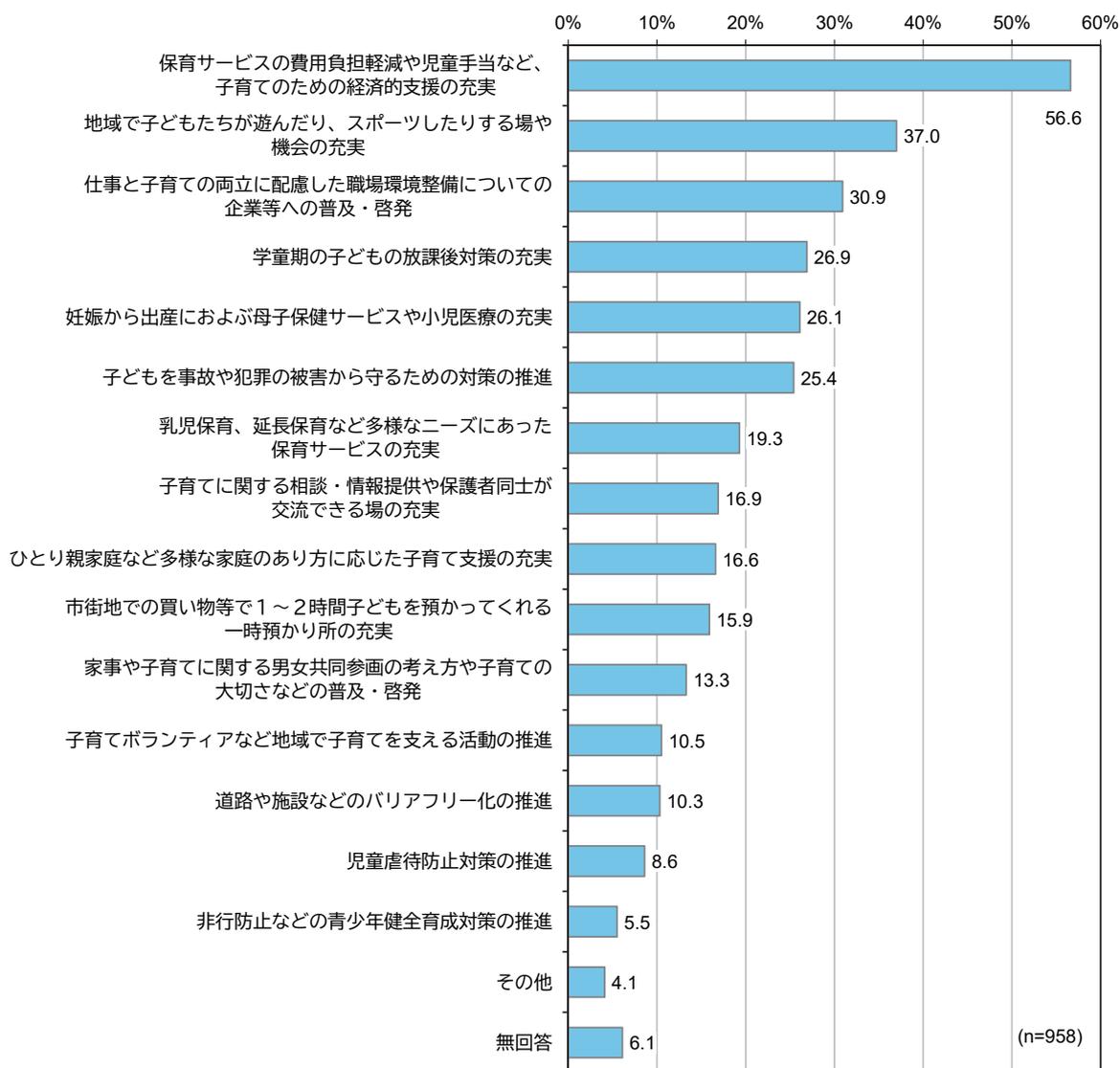


資料：平成 30 年度 子育てに関するアンケート

(6) 子育てに関して市に期待すること

子どもを健やかに生み育てるために市に期待することについては、「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の充実」が56.6%と最も多く、次いで「地域で子どもたちが遊んだり、スポーツしたりする場や機会の充実」が37.0%、「仕事と子育ての両立に配慮した職場環境整備についての企業等への普及・啓発」が30.9%の順となっています。

【子どもを健やかに生み育てるために市に期待すること】



資料：平成30年度 子育てに関するアンケート

5 第1期計画の実施状況と課題

基本目標1 子どもの健やかな成長を支える～子どもの育ちの視点～

第1期計画期間では、幼稚園1園が新制度へ移行し、一時預かり事業の実施事業所の拡大など様々な子育て支援施策を展開し、量の確保に努め、待機児童ゼロを維持することができました。

しかしながら、児童数の減少や、保育人材の不足により、多様な保育の実施や受入れが難しい状況があり、延長保育や病児保育など提供できていないサービスもあります。子育て支援の保護者のニーズを把握しながら、優先度の高い未実施のサービスについて検討する必要があります。

また、アンケート調査では、現在の教育・保育事業の利用状況は「認可保育所」が多くなっています。一方で、今後の利用希望については「認可保育所」に加えて「認定こども園」のニーズも多くなっています。また、「認可保育所」、「認定こども園」に次いで、「幼稚園」や「幼稚園の預かり保育」などのニーズも多く、教育・保育施設の受け皿の確保とともに、教育・保育の質を高めていく必要があります。

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するため、幼保こ小の連携・接続のための取組の促進、幼稚園教諭、保育士等に対する研修の充実等による資質の向上、処遇改善をはじめとする労働環境への配慮、教育・保育施設に対する適切な指導監督、評価等の実施が求められます。

基本目標2 子育てを通じて親の育ちを支える～親としての育ちの視点～

本市では、子育て支援の拠点として、にこにこ広場等の活動による親子のふれあいの場の提供や、情報提供を行っています。また、母子保健推進員による乳児家庭全戸訪問をはじめ、各種相談やマタニティプラザの開催など、妊娠期や出産期、子育て期等を通じた母子保健対策の充実に取り組みました。

また、妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療・福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の整備を進めます。

基本目標3 地域全体で子育て家庭を支える～地域での支えあいの視点～

主な取組として、各種相談窓口と関係機関との連携、医療機関等との連携によるハイリスク妊婦の把握、ひとり親家庭への自立支援や障がいのある子どものいる家庭への支援など、配慮を必要とする家庭への支援を行っています。

また、地域の子育ての相互援助活動であるファミリー・サポート・センター事業においては、特に「まかせて会員(子育てのお手伝いをしたい方)」の登録数が減少しており、「おねがい会員(子育ての手助けをしてほしい方)」の希望に沿った利用ができるような人材確保を図るなど、地域の子育て支援の環境づくりに取り組んでいく必要があります。

第3章

計画の基本的な考え方

基本理念

前計画においては、子どもを育成する父母や祖父母その他の保護者や地域の子育て力が高まるよう、地域に開かれたものとして地域の様々な人びとの参加を得つつ、各種の支援を行うことにより、子育てをする人が子育てに喜びを実感できるような社会を形成していくとの基本的認識に立つことが重要であるとの考えのもと、「ともに支えあい、夢を持ち安心して子育てができるまち」を基本理念として、子育て支援に関する様々な施策に取り組んできました。

本計画においても、前計画との連続性、整合性を維持するため、この基本理念を継承します。基本理念のもと、本市の現状や社会動向等を踏まえ、前計画の施策を見直すとともに、新たに取り組むべき施策を策定して理念の具体化と実現を目指します。

第2期西之表市子ども・子育て支援事業計画 基本理念

ともに支えあい、夢を持ち安心して子育てができるまち

基本目標

本計画の推進に当たっては、前計画を継承して基本目標を以下の3つに定め、各基本目標の達成に必要な施策を体系化して推進していきます。

基本目標1

子どもの健やかな成長を支える～子どもの育ちの視点～

基本目標2

子育てを通じて親の育ちを支える～親としての育ちの視点～

基本目標3

地域全体で子育て家庭を支える～地域での支えあいの視点～

基本理念 ともに支えあい、夢を持ち安心して子育てができるまち

基本目標

施策の方向

1 子どもの健やかな成長を支える
～子どもの育ちの視点～

- (1) 就学前における教育・保育の充実
- (2) 教育・保育その他の子ども・子育て支援の質の確保及び向上
- (3) 教育・保育施設と家庭等の連携の推進
- (4) 思春期保健対策の推進
- (5) 食育の推進

2 子育てを通じて親の育ちを支える
～親としての育ちの視点～

- (1) 安心・安全な妊娠・出産への支援の充実
- (2) 小児保健医療の充実
- (3) 親子で健やかに成長するための子育て支援

3 地域全体で子育て家庭を支える
～地域での支えあいの視点～

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) ひとり親家庭の自立支援の推進
- (3) 障がい児施策の充実
- (4) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

第4章

施策の展開

基本目標1 子どもの健やかな成長を支える～子どもの育ちの視点～

子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準が必要であり、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とするものです。

人格形成の基礎が培われる幼児期の重要性や特性を踏まえながら、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援の安定的な提供を通じて、子どもの健やかな成長が保障されるような取組を進めていきます。

(1) 就学前における教育・保育の充実

主な取組	取組の内容	担当課
教育・保育施設、地域型保育事業の提供	全ての家庭の子どもが保護者や家庭の就労状況などにかかわらず、一体的な教育・保育と、子どもにとって重要な集団生活を受けられる環境の整備に取り組みます。	福祉事務所
多様な保育サービスの提供	保護者の就労形態の多様化から、保育を受ける子どもが、安全で安心して過ごすことができるよう、延長保育や一時預かり事業など多様な保育サービスの提供できる体制の充実と質の向上に取り組みます。	福祉事務所

(2) 教育・保育その他の子ども・子育て支援の質の確保及び向上

主な取組	取組の内容	担当課
認定こども園への移行に関する支援	<p>認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等にかかわらず柔軟に子どもを受け入れる施設です。</p> <p>教育・保育施設の利用状況や利用者の希望とともに、幼稚園、保育所等事業者の意向などを踏まえ、認定こども園への移行支援・普及に努めます。</p>	福祉事務所
幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との連携・接続	<p>発達や学びの連続性を確保するため、相互の教育内容や指導方法の違いと共通点、幼児や児童の実態について理解を深めるため、保育士と教師の意見交換、合同の研究会や研修会、保育参観や授業参観等、相互理解の機会を設ける場の整備に努めます。</p>	学校教育課 福祉事務所
幼稚園教諭・保育士等に対する研修の充実	<p>幼稚園教諭、保育士等に対する研修等を充実させることによって資質の向上を図り、教育・保育の質の向上を図ることが求められます。</p> <p>研修内容の充実を図るとともに、幼稚園教諭、保育士等が合同で研修を行うことを検討していきます。</p>	福祉事務所
幼児教育アドバイザーの配置・確保	<p>幼児教育・保育の質の向上に資するよう、専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保に努めます。</p>	福祉事務所
適切な指導監督、評価等の実施	<p>自己評価、関係者評価、第三者評価等を通じて運営改善を図るため、必要な支援を行います。</p>	福祉事務所

(3) 教育・保育施設と家庭等の連携の推進

主な取組	取組の内容	担当課
家庭との連携	<p>教育・保育施設においては、安全・安心な活動場所等子どもの健全な発達のための良質な環境を整えるとともに、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うことや、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びの支援を行うことなど、家庭との連携を推進します。</p>	福祉事務所
地域型保育事業等との連携	<p>地域型保育事業は小規模かつ満3歳未満の子どもを対象とする事業であるため、卒園後の受け皿の役割を担う教育・保育等施設との円滑な連携が図れるよう、必要な支援を行います。</p>	福祉事務所

(4) 思春期保健対策の推進

主な取組	取組の内容	担当課
性及び命の大切さに関する教育の充実	助産師を講師として招き、市内の中学校1年生及び小学校5・6年生を対象に命の大切さや相手を思いやる気持ちを培うための出前授業を実施します。	福祉事務所

(5) 食育の推進

主な取組	取組の内容	担当課
家庭・学校への普及・啓発活動	小・中学校において、食育に関する授業の実施や、給食を通して地元食材の紹介など地産地消推進を図ります。 幼児から高齢者までの各カテゴリーの料理教室を開き、食育の時間（食と向き合う時間）を検討する場を設けます。	教委総務課 学校教育課 健康保険課

基本目標2 子育てを通じて親の育ちを支える～親としての育ちの視点～

子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめる人や、悩みや不安を抱えながら子育てを行っている人がいます。また、親自身は、周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、全ての子育て家庭を対象に、こうしたいわゆる「親育ち」の過程を支援していくことが必要となります。

また、妊娠・出産期からの切れ目のない支援や、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供、発達段階に応じた子どもとの関わり方などに関する保護者の学びの支援を行うことなど、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じるができるような取組を進めていきます。

(1) 安心・安全な妊娠・出産への支援の充実

主な取組	取組の内容	担当課
妊産婦の適切な健康管理への支援	母子手帳交付時に母子保健情報の提供、歯科検診及び歯科指導を実施します。また、マタニティプラザを開設し、各種講座を実施します。	健康保険課
妊婦健康診査	母子手帳交付時に妊婦健康診査受診票を交付し、適正受診の勧奨や、支援が必要な妊産婦に対する支援に努めます。さらに、不妊に関する相談窓口の広報や不妊治療費助成事業の周知を図ります。	健康保険課
不妊相談・治療費助成事業	不妊治療指定医療機関のない離島地域にある不妊治療を要する夫婦に対し、治療費及び交通費・宿泊費の一部助成を行っています。また、保健所及び指定医療機関等と連携を図りながら、制度の周知に取り組みます。	健康保険課
こんにちは赤ちゃん訪問事業	生後4か月までの乳児がいる市内の全ての家庭を訪問して、育児の悩みやお母さんと赤ちゃんの健康状態の把握に努めます。	健康保険課

(2) 小児保健医療の充実

主な取組	取組の内容	担当課
緊急時に対応するための家庭での対策	救急時にすぐ対応できるよう、休日・夜間の救急医療機関の周知や、心肺蘇生法等の学習機会の提供及び普及、家庭での事故防止対策や乳児突然死症候群（SIDS）対策の推進に努めます。	健康保険課
予防接種の接種率の向上	定期予防接種の接種率を向上させ、疾病の予防に努めます。	健康保険課
専門的医療・相談事業の充実	障がいのある子どもや病気にかかっている子どもが健やかに安心して生活できるように、子どもとその家族に対して、専門的医療の提供や専門的相談の充実を図るための体制づくりに努めます。	健康保険課 福祉事務所

(3) 親子で健やかに成長するための子育て支援

主な取組	取組の内容	担当課
地域で子育てを 応援する環境 づくり	<p>地域子育て支援拠点を活用し、親子同士の交流の場や子育て情報の提供、子育て相談を行います。</p> <p>また、母子保健推進員による乳児家庭全戸訪問や「ファミリー・サポート・センター」の充実など、地域で子育てを応援する環境づくりに努めます。</p>	福祉事務所 健康保険課
幼稚園、保育所、 認定こども園等 での地域子育て 支援活動の推進	<p>幼稚園、保育所、認定こども園等の身近な施設が地域に開かれ、地域とともにあることで、保護者のみならず地域の人々も子どもの活動支援や見守りに参加することが可能となります。このようなことから、幼稚園、保育所、認定こども園等を地域の子育て力の向上に向け、保護者や中高校生の教育の場として活用していきます。</p>	福祉事務所
子育て支援に重 点をおいた健診 や相談の充実	<p>育児不安や育児困難を抱える保護者への相談体制や発育発達に関する、より専門的な相談体制の整備、乳幼児健診等の充実に努めます。</p>	健康保険課
子育て支援情報 の提供	<p>子育てに関する情報を、誰もが受け取りやすく、わかりやすく、利用しやすいように、本市のホームページや広報誌を活用して提供に努めます。</p>	福祉事務所
地域の子育て支 援ネットワーク の構築	<p>地域の地域子育て支援拠点、教育・保育施設や関係機関と連携し、地域全体で子育て家庭を支える環境づくりに努めます。</p>	福祉事務所
経済的な支援の 充実	<p>子育て世帯が抱える経済的負担の軽減を図るため、各種手当等の支給や子どもに係る医療費の助成など行います。</p>	福祉事務所

基本目標3 地域全体で子育て家庭を支える～地域での支えあいの視点～

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、子どもや保護者の幸せにつながるだけでなく、将来の本市の担い手を育成する重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つであるという認識が必要です。

さらには、家庭、学校、地域、職場などの社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要となります。

地域全体で子どもや子育てを見守り支えることができるような支援や、働きながら安心して子どもを生み育てることができる環境づくり、子育てと仕事とのバランスがとれる働き方を支援する取組を進めていきます。

また、障がい、疾病、貧困及び虐待をはじめとする様々な理由により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、広く「全ての子どもと家庭」への支援という視点から、多様なニーズに対応した取組を進めるとともに、子ども家庭総合支援拠点の設置に向け、関係機関との協議を行います。

(1) 児童虐待防止対策の充実

主な取組	取組の内容	担当課
子どもの権利擁護の推進	体罰によらない子育て等を推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、乳幼児健診の場や子育て支援拠点、保育所、学校等も活用して普及啓発活動を行います。	福祉事務所 健康保険課
児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応等	地域の関係機関の連携並びに情報の収集及び共有により支援を行う目的で設置されている「西之表市要保護児童対策地域協議会」の取組の強化を図ります。また、児童相談所の専門性や権限を要する場合には、遅延なく児童相談所への事案送致や必要な助言を求めます。	福祉事務所
社会的養護施策との連携	児童養護施設や母子生活支援施設等、社会的養護施設との連携を図っていきます。 また、里親の開拓や里親支援につながる広報・啓発等における県との連携により、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制の整備を行います。	福祉事務所

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

主な取組	取組の内容	担当課
各事業の利用の際の配慮	保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進します。	福祉事務所
就業支援	母子・父子・寡婦世帯を対象にした、母子父子寡婦福祉資金の貸付や、母子家庭等高等技能訓練促進事業などを活用した就業支援を推進します。	福祉事務所
経済的な支援の充実	児童扶養手当やひとり親家庭医療費助成などの経済的支援を推進します。	福祉事務所

(3) 障がい児施策の充実

主な取組	取組の内容	担当課
障がいの早期発見並びに治療の推進	障がいの原因となる傷病予防のため、必要な知識の普及、母子保健等の保健対策の強化、当該傷病の早期発見及び早期治療の推進その他必要な施策を講じます。また、乳幼児健診時に子どもの成長段階に合わせた保護者の事故防止の意識啓発を行います。	健康保険課
療育支援親子教室の開催	親子で一緒に遊ぶ場を提供しながら早期の療育的支援を実施します。	健康保険課 福祉事務所
療育支援ネットワーク会議の開催	各市町の療育支援ネットワーク会議から事例・課題等の検討を充実します。	健康保険課 福祉事務所
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野を支援するコーディネーターとして養成された相談支援専門員を配置します。 医療的ケア児の支援にかかわる保健、医療、障害福祉、保育、教育等幅広い分野における連携体制の確保に努めます。	健康保険課 福祉事務所 学校教育課
障がい児の子ども・子育て支援等の利用受入れ	既に子ども・子育て支援事業を利用している障がい児に加え、利用していない障がい児のニーズを勘案し、それに対応できるよう、保育所や幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブ等における受入体制の整備を進めます。	福祉事務所

(4) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

主な取組	取組の内容	担当課
育児休業後等の教育・保育施設の円滑な利用	保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行います。	福祉事務所
仕事と生活の調和を図るための意識啓発と環境の整備	仕事と育児等の両立に関する意識啓発を進めるとともに、長時間労働等を含む働き方の見直しなど就業者が働きやすい環境整備を行い、具体的には、「第3次西之表市男女共同参画基本計画」における取組と連携しながら推進していきます。	地域支援課

第5章

子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき、地理的条件や人口、交通事情、その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を、「教育・保育提供区域」として定めることとなっています。

本市は、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案し、提供区域は西之表市全域を1区域として設定します。

西之表市保育所等マップ

● 認可保育所

● 認定こども園

● 幼稚園



2 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策等

(1) 教育・保育の認定区分

市は、教育・保育の利用状況及びアンケート調査等により把握する利用希望を踏まえ、適切な量の教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況等を考慮し、認定区分ごとに教育・保育の量の見込みを定めます。

また、令和元年10月1日から開始された「幼児教育・保育の無償化」に関わる制度改正（子ども・子育て支援法及び関係する法令の改正）により、これまでの「子どものための教育・保育給付」（幼稚園や保育園の利用に関するもの）に加えて「子育てのための施設等利用給付」（教育・保育給付の対象でない施設等における利用料の無償化に関するもの）が新たに創設されました。

この改正に伴い、支給認定に関してもこれまでの「子どものための教育・保育給付認定」に加えて、「子育てのための施設等利用給付認定」が新たに創設されました。

【教育・保育の認定区分】

1号認定	3～5歳幼児期の学校教育 (子ども・子育て支援法第19条1項1号に該当：教育標準時間認定)
2号認定	3～5歳保育の必要あり (子ども・子育て支援法第19条1項2号に該当：満3歳以上・保育認定)
3号認定	0～2歳保育の必要あり (子ども・子育て支援法第19条1項3号に該当：満3歳未満・保育認定)

【子育てのための施設等利用給付認定区分】

新1号認定	3～5歳幼児期の学校教育 (子ども・子育て支援法第30条の4第1号に該当：教育標準時間認定)
新2号認定	3～5歳保育の必要あり (子ども・子育て支援法第30条の4第2号に該当：満3歳以上・保育認定) ※新2号認定に該当する3歳児 →満3歳に達する日以後最初の3/31を経過した児童
新3号認定	0～2歳（非課税世帯に属する児童）保育の必要あり (子ども・子育て支援法第30条の4第3号に該当：満3歳未満・保育認定) ※新3号認定に該当する満3歳児 →満3歳に達する日以後最初の3/31までの間にある児童

(2) 児童人口推計

就学前児童人口を国勢調査の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

本市の児童人口は年々減少することが予想され、計画期間最終年度の令和6年には600人になると推計されます。

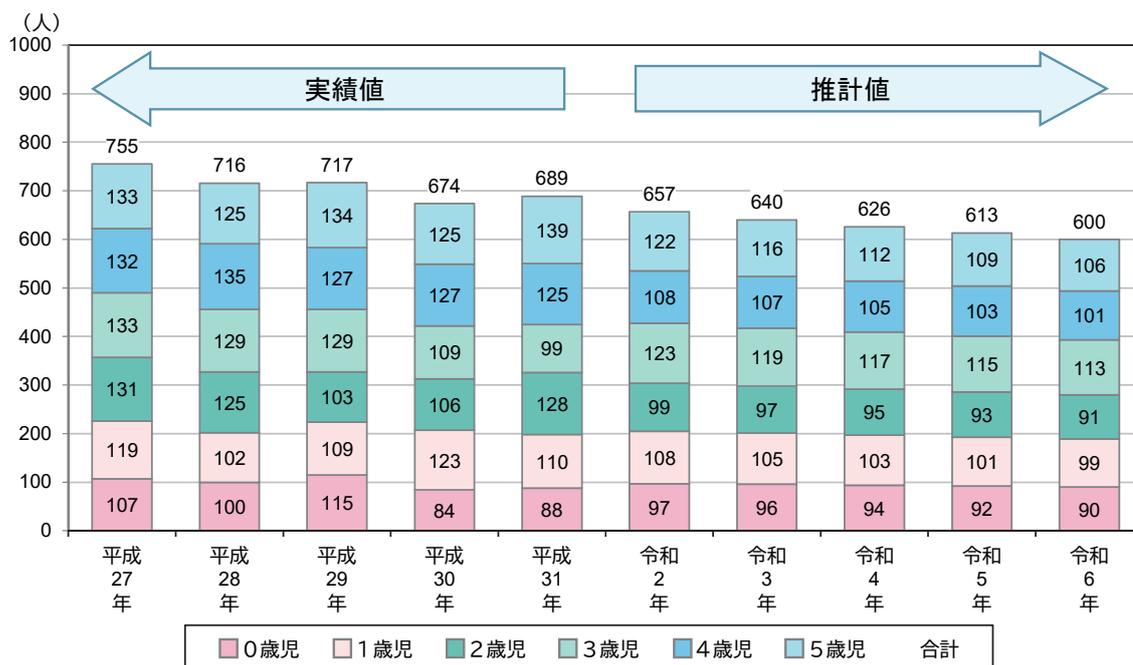
西之表市の年齢別・年度別実績及び推計児童数（令和2年以降は推計値）

単位：人

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳児	107	100	115	84	88	97	96	94	92	90
1歳児	119	102	109	123	110	108	105	103	101	99
2歳児	131	125	103	106	128	99	97	95	93	91
3歳児	133	129	129	109	99	123	119	117	115	113
4歳児	132	135	127	127	125	108	107	105	103	101
5歳児	133	125	134	125	139	122	116	112	109	106
合計	755	716	717	674	689	657	640	626	613	600

※平成31年（令和元年）は9月1日現在

資料：西之表市住民基本台帳人口（各年3月31日現在）



(3) 教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」

国の算出方法に基づき、教育・保育の「量の見込み」を算出した後に、必要な箇所
に補正を行った結果、本市の教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」は次のと
おりとなります。

①1号認定+2号認定（教育ニーズ）

学校教育法に基づき、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長
する幼児教育を実施する事業です。

- 全市域の幼稚園：2か所（新制度移行幼稚園1園、私学助成幼稚園1園）
- 全市域の認定こども園：2か所

【実績値】

単位：人

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値（量の見込み）	197	178	178	164	167
①計画値（確保方策）	220	220	220	210	210
②実績値（入所児童数）	213	188	179	167	130
①－②過不足	7	32	41	43	80

【計画値】

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	134	130	127	124	121
1号認定	63	61	60	59	57
2号認定（教育ニーズ）	71	69	67	65	64
②確保方策（利用定員数）	210	210	210	210	210
特定教育・保育施設	130	130	130	130	130
確認を受けない幼稚園	80	80	80	80	80
②－①過不足	76	80	83	86	89

確保の内容（提供体制）：今後の方向性

現状において、提供体制を確保できています。今後は、保護者の多様なニーズと共働き家
庭の保育利用の希望にも応えられるような制度設計を行います。

【2号認定と3号認定】

児童福祉法に基づき、保護者の労働、疾病等の理由で、家庭において乳幼児を保育することができない保護者に代わって、その乳幼児の心身の健全な発達を目指し保育することを目的とする事業です。

- 全市域の保育園：6か所
- 全市域の認定こども園：2か所

②2号認定

【実績値】

単位：人

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値（量の見込み）	233	211	210	194	197
①計画値（確保方策）	209	199	199	199	199
②実績値（入所児童数）	213	228	226	236	230
①－②過不足	-4	-29	-27	-37	-31

【計画値】

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	215	207	203	198	194
②確保方策（利用定員数）	199	199	199	199	199
②－①過不足	-16	-8	-4	1	5

確保の内容（提供体制）：今後の方向性

児童数は年々減少する中で、母親が就労する割合は増加しています。
就労等の理由で家庭において保育することができない保護者の多様なニーズに応えられるよう、調整を図りながら対応していきます。

③3号認定

【実績値】

単位：人

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値（量の見込み）	213	219	214	178	178
①計画値（確保方策）	191	181	181	181	181
②実績値（入所児童数）	173	197	198	197	179
①－②過不足	18	－16	－17	－16	2

【計画値】

単位：人

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	0歳	1-2歳								
①量の見込み	25	155	25	151	22	149	22	145	22	142
②確保方策（利用定員数）	181		181		181		181		181	
②－①過不足（実績値）	1		5		10		14		17	

確保の内容（提供体制）：今後の方向性

育児休暇を取得されている方の職場復帰等に伴う途中入所や、就労等の理由で家庭において保育することができない保護者の保育利用の希望に対応できるような体制を整えていきます。

④3号認定（0～2歳児）の保育利用率

子ども・子育て支援事業計画では、3号に該当する子どもについて、子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」に係る各年度の目標値を定めることとされています。

この「保育利用率」の目標値については、満3歳未満の推計児童数に占める3号認定の確保方策を、各年度の保育利用率の目標に設定します。

【保育利用率】

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育利用率	59.5%	60.7%	62.0%	63.3%	64.6%
3号認定子どもの確保方策	181	181	181	181	181
0-2歳推計児童数	304	298	292	286	280

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策等

(1) 利用者支援事業

【事業概要】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【量の見込みの考え方】

利用者支援事業に係る量の見込みについては、アンケート調査に設定されていないため、現在の利用実績を踏まえ、量の見込みとしました。

【提供体制、確保方策の考え方】

子育て支援拠点施設として設置された「西之表市子育て支援センター」において、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。運営においては、高度な専門性を求められることから、スタッフの育成とスキルアップを図るとともに子育てサークルへの参加要請などソフト面の充実を図ります。

また、母子保健型については、「子育て世代包括支援センター」の整備等にあわせて、今後、協議を進めていきます。

【事業実績】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
拠点箇所数（箇所）	1	1	1	1	1

【量の見込みと確保方策】

「基本型・特定型」

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（実施箇所数）	1	1	1	1	1
②確保方策（実施箇所数）	1	1	1	1	1
②-①（過不足）	0	0	0	0	0

(2) 延長保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業です。

【量の見込みの考え方】

アンケート調査における量の見込みを基に、3つの施設での実施を想定し、見込み量を算出しました。

【提供体制、確保方策の考え方】

現在、本市の保育所等では、11時間の開所時間を超えて実施する延長保育は実施しておりませんが、今後、保護者の勤務態様の多様化で延長保育ニーズは高まるものと推測されるため、実施に向けた取組を進めます。

【量の見込みと確保方策】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人）	104	104	104	104	104
②確保方策（人）	104	104	104	104	104
施設数（箇所）	3	3	3	3	3
②-①（過不足）	0	0	0	0	0

(3) 放課後児童健全育成事業

「新・放課後子ども総合プラン」の趣旨に沿った放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施を目指し、次の取組を推進します。

①放課後児童クラブ

【事業概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、授業の終了後等に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。

【量の見込みの考え方】

小学生の保護者を対象に行ったアンケート調査結果を基に、現在の利用実績に推計児童数等を勘案し、見込み量を算出しました。

【提供体制、確保方策の考え方】

放課後児童クラブについては、現在7施設で実施しており、利用者も増加傾向にあります。引き続き、子どもが放課後を安全に過ごすために、放課後児童健全育成事業において適切な遊び及び生活の場を提供できるよう環境の整備を行います。

【事業実績】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
登録人数（1年生）	29	48	57	44	49
登録人数（2年生）	17	40	45	56	43
登録人数（3年生）	10	30	41	35	40
登録人数（4年生）	2	15	26	28	24
登録人数（5年生）	0	6	15	19	24
登録人数（6年生）	0	4	7	11	14
施設数（箇所）	2	6	7	7	7

※各年 5/1 現在初日登録者数

【量の見込みと確保方策】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人）	157	153	149	145	143
1年生	39	38	37	36	35
2年生	35	35	34	34	33
3年生	32	31	30	29	29
4年生	20	19	19	18	18
5年生	20	19	19	18	18
6年生	11	11	10	10	10
②確保方策（人）	240	240	240	240	240
施設数（箇所）	7	7	7	7	7
②-①過不足	83	87	91	95	97

②一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和6年度に達成されるべき目標事業量

現在開設中の放課後児童クラブについて、放課後子ども教室と一体型又は連携型で実施することを目指します。

③放課後子ども教室の令和6年度までの実施計画

放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型について、令和6年度までに新設することを目指します。

④放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

現在、本市では、一体型又は連携型で実施できる環境は整っていないことから、今後、教育委員会と十分な協議を行い、実施に向けて検討を進めます。

⑤小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

児童クラブ及び放課後子ども教室の設置に際しては、教育委員会と十分な協議を行います。また、小学校内に児童クラブ及び放課後子ども教室を設置する場合、学校の余裕教室の活用について、児童クラブ及び放課後子ども教室の担当部局が学校関係者と話し合う機会を持ち、「新・放課後子ども総合プラン」の必要性、意義等について説明を行い、理解を求めるとともに、協議を行います。

⑥放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

教育委員会と福祉部局が定期的に連絡会を開くなどして、連携が取りやすくなるよう互いに情報共有をします。

⑦特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

放課後児童クラブと、放課後等デイサービス事業所の利用を希望する特別な配慮を必要とする児童のニーズに応えるため、両事業の連携を図り、切れ目のない支援に努めます。

⑧地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

放課後児童クラブについて、利用する保護者のニーズに合った開所時間の設定に努めます。

⑨各放課後児童クラブが、その役割をさらに向上させていくための方策

市や県等が実施する研修への参加を促進し、放課後児童クラブの役割をさらに向上させます。

⑩放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

市のホームページ・広報紙及び放課後児童クラブからの直接の発信による情報周知を検討します。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等への入所により、必要な保護を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

アンケート調査結果をもとに現在の利用状況を考慮し、見込み量を算出しました。

【提供体制、確保方策の考え方】

保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童に対し、児童養護施設に保護を要請した実績はありませんが、今後、保護が必要となることも想定されるため、目標設定を行いました。

【事業実績】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実績値（人日）	0	0	0	0	0
施設数	0	0	0	0	0

【量の見込みと確保方策】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人日）	6	6	6	6	6
②確保方策	本市においては計画期間中の当事業の実施は見込まず、今後とも県の児童養護施設等と連携し、利用を紹介するなど相談支援に努めます。				

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児がいる市内の全ての家庭を訪問して、育児の悩みやお母さんと赤ちゃんの健康状態を把握する保健センター事業です。

【量の見込みの考え方】

量の見込みについては、過去の事業実績から推計しました。引き続き供給体制の確保に努めます。

【提供体制、確保方策の考え方】

保健師や母子推進員により「こんにちは赤ちゃん訪問事業」として現在の体制で実施していきます。

【事業実績】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
年間訪問戸数（戸）	113	91	98	84	37
訪問率	74.3%	96.8%	86.7%	81.6%	94.8%

※平成31年度（令和元年度）は9月末現在

【量の見込みと確保方策】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（戸）	100	100	100	100	100
確保方策	保健師や母子推進員が担当地区ごとに訪問活動。				

(6) 養育支援訪問事業

【事業概要】

乳児家庭全戸訪問事業の実施等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童等（以下、「要支援児童等」といいます。）に対し、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

要保護及び要支援児童等への訪問は個別の実情に応じたものであり、必要な訪問の頻度はその事情により大きく差異が生じます。このため、今後の増減を見込むことが困難なことから、量の見込みは過去の実績と今後の支援体制の充実を見込んで算出しました。

【提供体制、確保方策の考え方】

養育指導が必要な家庭を訪問し、適切な指導・助言を行い、保健師等による要保護児童に対する支援を実施します。

なお、育児に関する援助として、①産褥期の母子に対する育児支援や簡単な家事等の援助、②未熟児や多胎児等に対する育児支援・栄養指導、③養育者が身体的・精神的に不調状態にある場合の相談・指導、④若年の養育者に対する育児相談・指導、⑤児童が児童養護施設等を退所後にアフターケアを必要とする家庭等に対する養育相談・支援など、ケースに応じて柔軟かつ迅速な対応ができる体制を構築します。

【事業実績】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
年間訪問件数（人）	12	13	32	6	0

※平成31年度（令和元年度）は9月末現在

【量の見込みと確保方策】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間訪問件数（人）	35	35	35	35	35
確保方策	妊婦健診や乳幼児健診未受診者を中心に保健師が訪問し、支援へ繋げる。				

(7) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

市の事業実績から、年間の利用人数の見込みを推計しました。

【提供体制、確保方策の考え方】

平成27年度より、西之表市子育て支援センター「にこにこひろば」において、乳幼児とその保護者を対象として、子育てに関する相談、情報の提供・助言その他の援助を行う事業を実施しており、今後も引き続き「地域子育て支援拠点事業」を実施します。

【事業実績】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用人数（人/年）	4,732	5,552	4,195	5,395	2,830
拠点箇所数（箇所）	1	1	1	1	1

※平成31年度（令和元年度）は9月末現在

【量の見込みと確保方策】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人/年）	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
②確保方策（人/年）	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
確保方策（箇所）	1	1	1	1	1
②-①（過不足）	0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童について、保育所等において児童を一時的に預かる「一般型」と、認定こども園や幼稚園において教育時間終了後に預かり保育を行う「幼稚園型」があります。

【量の見込みの考え方】

各保育所等における一時預かり事業の直近の利用実績から、量の見込みを推計しています。

【提供体制、確保方策の考え方】

現在、一時預かり事業を市が委託して行っている施設は、保育所（一般型）が2か所、認定こども園・幼稚園（幼稚園型）が3か所ですが、自主事業として実施している事業所もあります。保護者の事情・要望等を見極め、適切な対応ができるよう努めます。

【事業実績（幼稚園型）】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号認定による利用（人/年）	4,821	5,456	6,204	10,280	5,030
2号認定による利用（人/年）	0	0	0	0	0
施設数（箇所）	2	2	2	3	3

※平成31年度（令和元年度）は9月末現在

【量の見込みと確保方策（幼稚園型）】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人/年）	13,770	13,770	13,770	13,770	13,770
1号認定による利用	13,770	13,770	13,770	13,770	13,770
2号認定による利用	0	0	0	0	0
②確保方策（人/年）	13,770	13,770	13,770	13,770	13,770
幼稚園型	10,050	10,050	10,050	10,050	10,050
上記以外	3,720	3,720	3,720	3,720	3,720
施設数（幼稚園型）（箇所）	3	3	3	3	3
施設数（上記以外）（箇所）	1	1	1	1	1
②-①（過不足）	0	0	0	0	0

【事業実績（幼稚園型を除く）】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用人数（人/年）	407	129	159	355	87
施設数（箇所）	1	1	1	2	2

※平成31年度（令和元年度）は9月末現在

【量の見込みと確保方策（幼稚園型を除く）】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人/年）	550	550	550	550	550
②確保方策（人/年）	550	550	550	550	550
施設数（箇所）	5	5	5	5	5
②-①（過不足）	0	0	0	0	0

（9）病児保育事業

【事業概要】

病気や病気の回復期にある子どもを対象に、保育園等での集団生活が困難で、かつ保護者の事情により家庭で保育できない場合、一時的にお預かりする事業です。

【量の見込みの考え方】

保護者のニーズは高いものの、現在、実施施設がありません。前計画と同様の見込みとして設定しています。

【提供体制、確保方策の考え方】

現在、実施施設はありませんが、今後、利用を希望される保護者も想定されるため安心して子育てができる環境を関係者と協議しながら、事業実施に向けた検討を進めます。

【量の見込みと確保方策】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人/年）	10	10	10	10	10
②確保方策	計画期間内の事業実施に向け、提供体制の整備等を検討します。				

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

【事業概要】

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方（おねがい会員）と当該援助を行うことを希望する方（まかせて会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

保育園や幼稚園の一時預かりなど預かりサービスの多様化に伴い、本事業の利用実績は減少傾向となっています。一方で、令和元年10月以降の幼児教育・保育無償化に伴う利用増が見込まれるなど、減少要因と増加要因の両方が想定されることから、今後の量の見込みについては平成30年度実績の2割減を見込みました。

【提供体制、確保方策の考え方】

今後も、現在の体制を維持しつつ、市の広報やホームページ、子育て支援センター等を通じて、サービスを必要とする方への周知を図るほか、まかせて会員の確保に努めます。

【事業実績】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用人数（人/年）	121	30	130	126	88
施設数（箇所）	1	1	1	1	1

※平成31年度（令和元年度）は9月末現在

【量の見込みと確保方策】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人/年）	100	100	100	100	100
確保方策（人/年）	100	100	100	100	100
施設数（箇所）	1	1	1	1	1
②-①（過不足）	0	0	0	0	0

(11) 妊婦健診事業

【事業概要】

妊婦健康診査に係る費用を助成することで、妊娠期に必要な健康診査の受診を促し、疾病の早期発見、予防に努め、健やかな妊娠、出産を支援する事業です。

【量の見込みの考え方】

出生率は減少傾向にありますが、事業実績の受診者数から平均値を量の見込みとしました。

【提供体制、確保方策の考え方】

妊婦の健康管理体制を確立し、経済的負担の軽減を図るとともに、健康診査の徹底、疾病・異常の早期発見・治療に努め、近年増加傾向にある里帰り出産も含め安心して出産ができる体制の確保に努めます。また、従来どおり委託医療機関で受診できる妊婦健康診査を「子ども・子育て支援事業」として位置付けます。

【事業実績】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
年間延べ受診数(人)	1,255	1,259	1,362	1,006	549

※平成31年度(令和元年度)は9月末現在

【量の見込みと確保方策】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
確保方策	県医師会へ委託し、各医療機関で受診できる環境を整える。				

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

子どもが特定教育・保育等、また、特定子ども・子育て支援を受けた場合において、保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用や給食費（副食材料費）等について、世帯所得の状況を勘案して、その一部を助成する事業です。

【量の見込みの考え方】

推計児童数は減少傾向にありますが、世帯所得の状況について、今後の増減を見込むことが困難なため、事業開始時における対象者数を量の見込みとしました。

【提供体制、確保方策の考え方】

幼児教育・保育の無償化に伴い、令和元年10月より事業を開始しました。保護者が支払うべき実費徴収費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、子どもの健やかな成長を支援します。

【量の見込みと確保方策】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	10	10	10	10	10
確保方策（人）	10	10	10	10	10
②-①（過不足）	0	0	0	0	0

(13) 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

【事業概要】

「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）」の機能強化を図るため、要保護児童対策地域協議会の調整機関や地域ネットワークを構成する関係機関等（地域ネットワーク構成員）の専門性強化及び関係機関の連携強化に取り組み、児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応を目的とする事業です。

【提供体制、確保方策の考え方】

「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）」において、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を継続して行います。協議会は、「代表者会議」「実務者会議」「個別ケース検討会議」の三層体制となっており、関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制を構築し、関係機関相互の連携強化を図ります。また、ネットワーク構成員の専門性強化のため、研修等への積極的参加を促します。

【量の見込みと確保方策】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施の有無	有	有	有	有	有

(14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業概要】

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

【提供体制、確保方策の考え方】

国が定める「多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱」に基づき、民間事業者の参入促進、多様な事業者の能力活用といった観点から効果が高いと考えられる事業について、研究・検討します。

【量の見込みと確保方策】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施の有無	—	—	—	—	有

4 教育・保育の一体的提供と推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、幼稚園、保育所等の施設の意向に即し、認定こども園の移行に必要な施設整備の促進や情報提供を行い、認定こども園の普及を図ります。

(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援

教育・保育その他の子ども・子育て支援の質の確保及び向上を図るためには、幼稚園教諭、保育士等の専門性や経験が重要になります。

熊毛地区保育連合会の活動を引き続き支援し、本市における教育・保育の一体的提供に関する意義や課題を共有できるよう、幼稚園教諭と保育士等の合同研修実施についても検討していきます。

また、教育・保育に関する専門性を有する指導主事、幼児教育アドバイザーの配置・確保等に向けた検討を行い、就学前の子どものための施設全体の幼児教育・保育の質の向上を目指します。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

令和元年10月から開始された、幼児教育・保育の無償化に伴って、新制度未移行幼稚園の保育料、幼稚園や認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、当該給付をはじめとした幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じ、保護者の利便性向上等を図るため給付の方法や事務手続の変更について検討します。

新制度未移行幼稚園の保育料及び幼稚園や認定こども園の預かり保育利用料については、各施設の協力のもと、無償化のメリットが実感できるよう法定代理受領による給付を基本とし、認可外保育施設（ファミリー・サポート・センター、一時預かり事業を含む。）の利用料については償還払いを基本とします。

また、子育てのための施設等利用給付の対象施設である、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、その後の運営状況の把握などについては、認可権限や指導監督権限を持つ県による立ち入り調査等にも同行するなど、県と常に連携しながら、特定子ども・子育て支援施設等の情報を共有と公表を行い、保育の質の向上が図られるよう働きかけます。

第6章

計画の推進体制

1 計画の推進に向けて

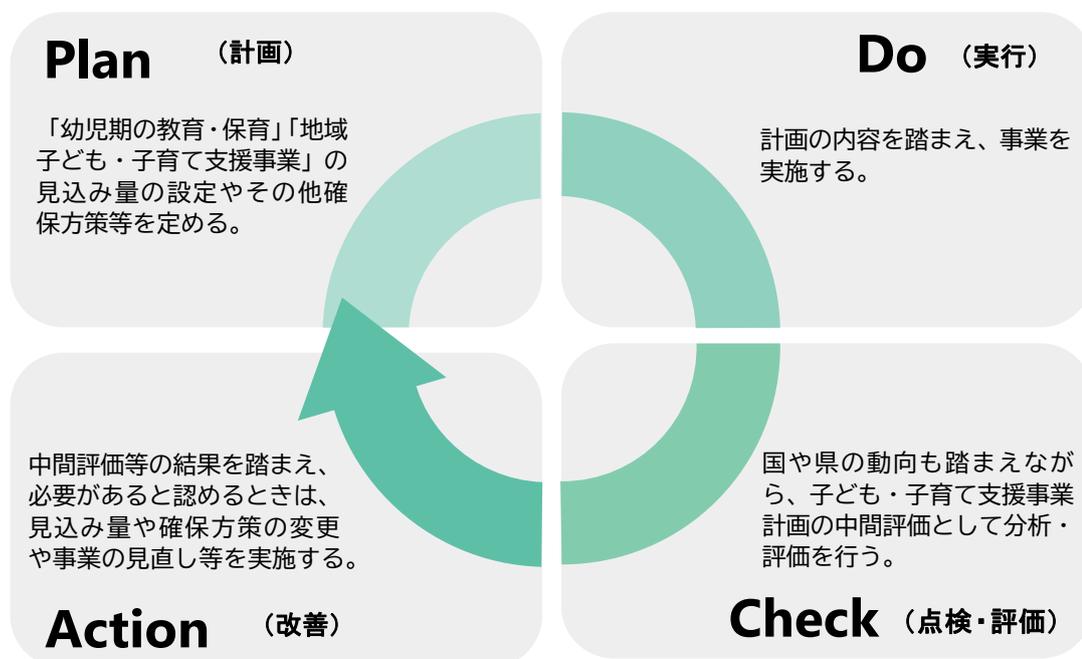
本計画は、西之表市の子ども・子育て支援に関する基本的な方向性を定めたものです。この計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉、教育、就労・雇用、交通・住宅・環境など様々な施策分野にわたるため、関係各課が連携し、全庁的に広く取り組む必要があります。

また、社会・地域・家庭で支え合うことを目指すことから、全ての家庭や事業者、子育て支援活動に取り組んでいる団体等との連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進・調整を行うとともに、家庭・地域・学校・企業・行政それぞれが、子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、子育て支援に関わる様々な施策を計画的・総合的に推進します。

2 計画の達成状況の点検及び評価

計画の進行管理に当たってはPDC Aサイクルのプロセスに基づき、施策の実施状況や実施にかかる費用の使途実績等について各年度において点検、評価を実施します。その際、子育て当事者等の意見の反映をはじめ、子ども・子育て支援に関わる関係者の意見も参考にしながら評価を実施することとし、点検、評価の結果は「西之表市子ども・子育て会議」に報告し、適正な進行管理を実施していきます。

なお、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保方策」等に大きな開きが見受けられる場合には、教育・保育給付認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、計画の見直しを検討します。



参考資料

西之表市子ども・子育て会議委員

任期：平成31年4月1日～令和4年3月31日

No	分野別	機 関 名	氏 名	備 考
1	子育て当事者	一般	柳 田 垂 紀 子	(再任)
2	〃	〃	松 原 紗 奈 絵	(再任)
3	〃	〃	日 高 ほ たる	(新任)
4	教育	西之表市校長会代表	上 木 勝 憲	榕城小学校長
5	〃	西之表市PTA連絡協議会代表	松 田 学	会長 (5/18~)
6	〃	市内幼稚園代表	榎 本 裕 美 子	榕城幼稚園長
7	保育	市内保育園代表	鮫 島 和 子	現和みどり保育園長
8	〃	市内認定こども園代表	圖 師 和 俊	めいろうこども園長
9	子育て	西之表市母子保健推進員代表	内 田 さ え 子	
10	〃	西之表市社会福祉協議会代表	種 子 島 秀 洲	会長
11	〃	西之表市母子寡婦福祉会代表	橋 口 綾 子	
12	その他(医療)	西之表市内の医師会代表	田 上 寛 容	熊毛地区医師会長
13	〃 (〃)	西之表保健所保健師代表	嘉 納 恵 美 子	西之表保健所健康増進係長
14	〃 (警察)	種子島警察署代表	関 信 義	生活安全刑事課課長代理 (8/28~)
15	〃 (事業主)	事業主代表(商工会)	仁 禮 ひ と み	西之表市商工会
16	〃 (労働者)	労働者代表(連合熊毛)	下 村 隆 二	議長
17	〃 (福祉)	西之表市民生委員児童委員協議会 代表	榎 本 道 隆	会長
18	〃 (行政)	西之表市副市長	中 野 哲 男	
19	〃 (〃)	西之表市総務課長	大 瀬 浩 一 郎	
20	〃 (〃)	西之表市行企画課長	森 真 樹	
21	〃 (〃)	西之表市健康保険課長	長 野 望	
22	〃 (〃)	西之表市建設課長	古 田 一 男	
23	〃 (〃)	西之表市学校教育課長	内 健 史	
24	〃 (〃)	西之表市社会教育課長	中 里 千 秋	
25	〃 (〃)	西之表市福祉事務所長	下 川 法 男	

※敬称省略

西之表市子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項の合議制の機関として設置する西之表市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 子育て会議は、委員 25 人以内をもって組織する。

2 委員は、法第 7 条第 1 項各号に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長を務める。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子育て会議は、会長が必要に応じて招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が行う。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第 6 条 子育て会議は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、会長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 第4条第2項の規定は部会長の職務について、前条（第1項ただし書及び第4項を除く。）の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第4条第2項及び前条第1項本文中「会長」とあるのは「部会長」と、第4条第2項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

（関係者の出席）

第7条 会長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 子育て会議の庶務は、福祉事務所において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

令和元年五月十七日公布
（令和元年法律第七号）改正

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（市町村等の責務）

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

- 2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。
- 3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

第五章 子ども・子育て支援事業計画

(基本指針)

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項
- 二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項
- 三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
- 四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
 - 四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

- 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第2期西之表市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行：西之表市福祉事務所

〒891-3193

鹿児島県西之表市西之表 7612 番地

電話番号：0997-22-1111（代表）

FAX 番号：0997-22-0295
